

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その11)

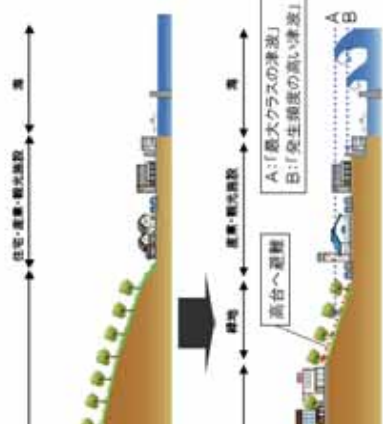
南三陸町 調査総括表(1/40)

調査番号	その(11)	県名	宮城県	市町村名	南三陸町			
1. 被害の状況等								
(1) 被災前の人口(H22.10.1)			(2) 浸水被害状況図					
総人口	17,429人 (H22年国勢調査)							
年齢階級別人口								
項目	0-14歳	15-64歳				65歳以上		
人口	2,158人	9,915人				5,238人		
比率	12.4%	57.3%				30.3%		
(2) 人的被害の状況(H23.8.31)								
死者	444人							
行方不明者	349人							
(3) 都市計画等の状況								
都市計画区域	一部都市計画区域							
市街化区域	非線引き							
用途地域	用途地域指定有り							
(4) 建物等被災の状況 ※割合は行政区域等の各区域に示す割合								
区域	総面積 (ha)	全壊区域		半壊区域		一部損壊区域		流出棟数
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	
行政区域	16,320	445.0	2.7	11.4	0.1	686.0	4.2	6,368
都市計画区域	964.1	174.8	18.1	2.4	0.2	106.9	11.1	3,108
用途地域	172.6	123.8	71.7	0.0	0.0	20.0	11.6	2,604
2. 復興計画の策定状況								
(1) 復興計画等の策定状況								
	名称	策定年月日	委員会	パブリックコメント				
復興計画	南三陸町震災復興計画	2011年12月26日	有	無				
その他の方針・計画								
(2) 復興計画の策定方法等での特質(住民参加・大学との連携等・方向性の変更等)								
<p>■東日本大震災南三陸町震災復興計画策定会議 (2011年6月10日、7月10日、8月7日、9月18日、2012年2月12日) 委員長：大泉一貫(宮城大学)、副委員長：中林一樹(明治大学)、委員：大塚浩二(漁業漁場漁村技術研究所)、大橋英寿(東北大学)、越村俊一(東北大学)、平野勝也(東北大学)、宮脇昭(地域環境戦略研究機関)、桜田昌之(仙台河川国道事務所長)、遠藤信哉(宮城県土木部次長)</p> <p>■南三陸町震災復興町民会議(2011年7月8日～9月7日、全6回開催)</p>								

所は様々であったも、住まいは高台に」

津波に対しては、避難を基本としつつも、避難者へ対応するため、公共施設や住まいなどの高台配置の推進により、被害を最小限に抑える施策を講

り津波の高さは低いもの、比較的短い間隔で繰り返す高台の津波」に対しては、将来発生が予想される高台を整備するなど、より安全性の高い町に向けた施策



海岸堤防整備方針

- 元々整備されていた位置で復旧。
- L1 対応
- 堤防高さ：本吉海岸⇒T.P=9.8m、志津川湾⇒T.P=8.7m

河川堤防整備方針

- 県管理の二級河川についてはバツク堤で整備（ただし、稲淵川のみ水門）

2線堤等の方針（含む緑地）

—

市街地整備の方針

- L2 津波の浸水区域域よりも高い場所に住宅、公共施設を配置

交通体系の方針

- 道路 ⇒広域幹線交通として三陸縦貫自動車道を整備し、非常時の物資輸送や救助活動の際に役立てる。また、地区内交通としても三陸縦貫自動車道の代替機能を持つ道路を整備する。
- 鉄道（JR気仙沼線） ⇒現位置で復旧

避難体系の方針

- 避難場所⇒社寺等の高台 避難塔等の整備
- 避難路⇒海岸、河口部は避ける

産業地域の復旧の方針

- 仮設店舗、仮設工場での早期復旧
- 新産業の創出、外部産業の誘致

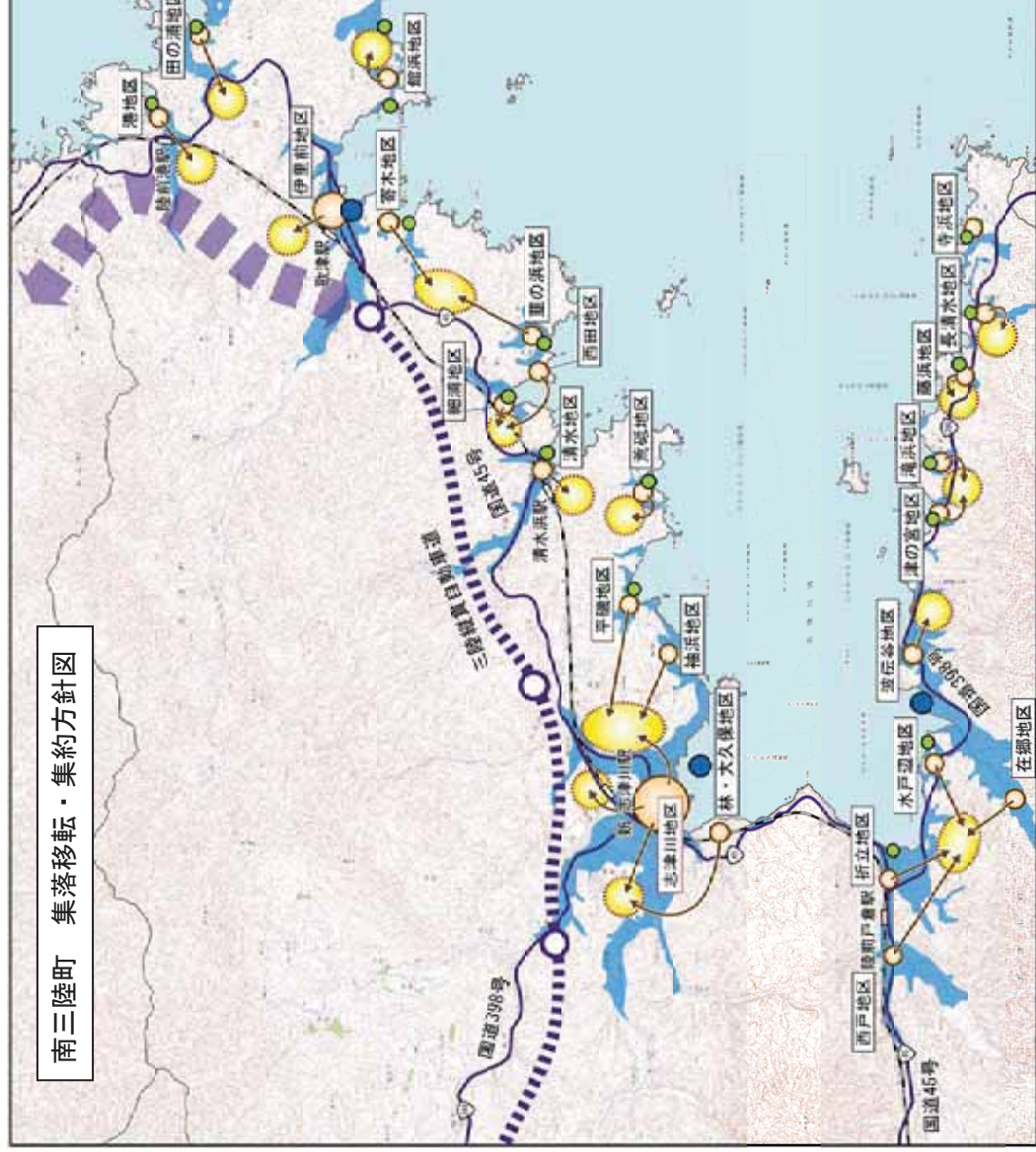
2津波の浸水区域よりも高い場所に住宅、公共施設を配置

復興の基本的な考え方

JR 気仙沼線は現位置で復旧し、志津川駅を被災しない標高位置に移設する。高台の住宅地間を結ぶ連絡道路を整備して志津川地区としての一体感を創出。住宅、公共施設は高台に配置。最大クラスの津波が来襲しても速やかに避難できる土地利用計画を検討。

今次津波で伊里前小学校が浸水し、道路ネットワークが途切れたことから、L2 対応の高盛土道路を整備する。高台の住宅移転地には歌津総合支所等の公共施設も移転する。

元の集落のコミュニティを維持できるように、地区ごとに近傍の高台に移転。地区間の協議により、地区を集約することも検討。



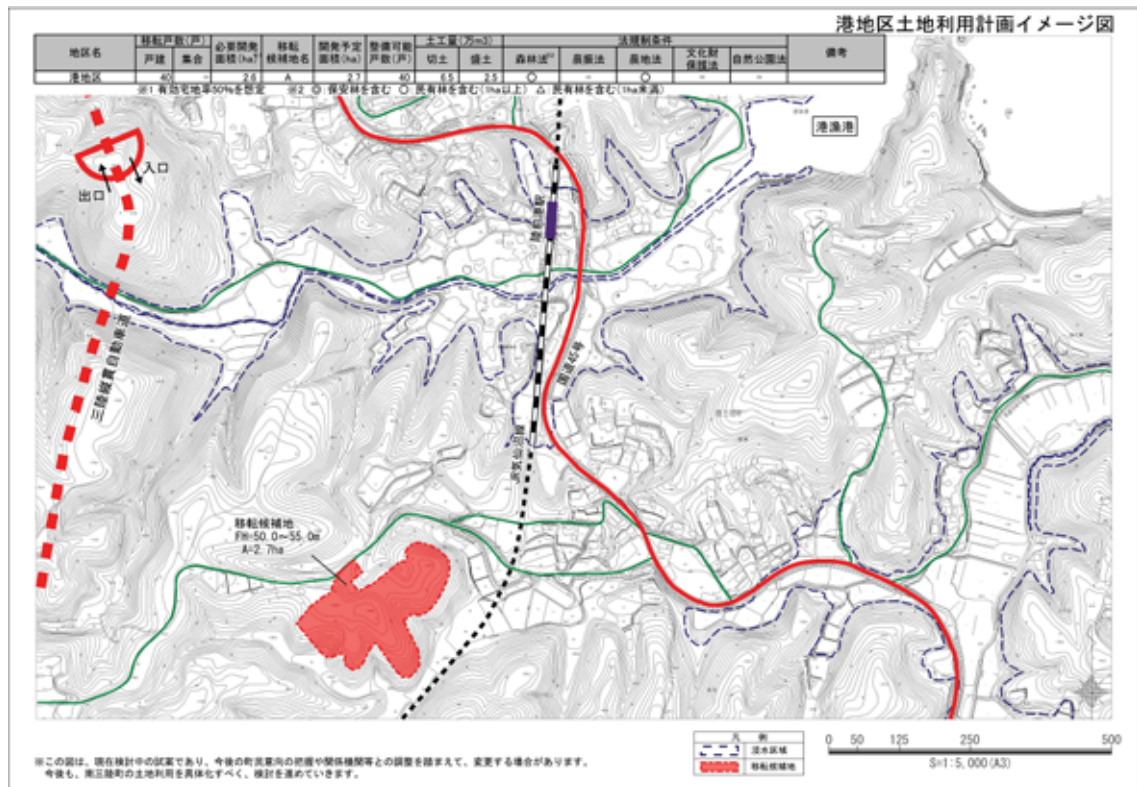
＜集落の移転・集約方針図＞

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その11)

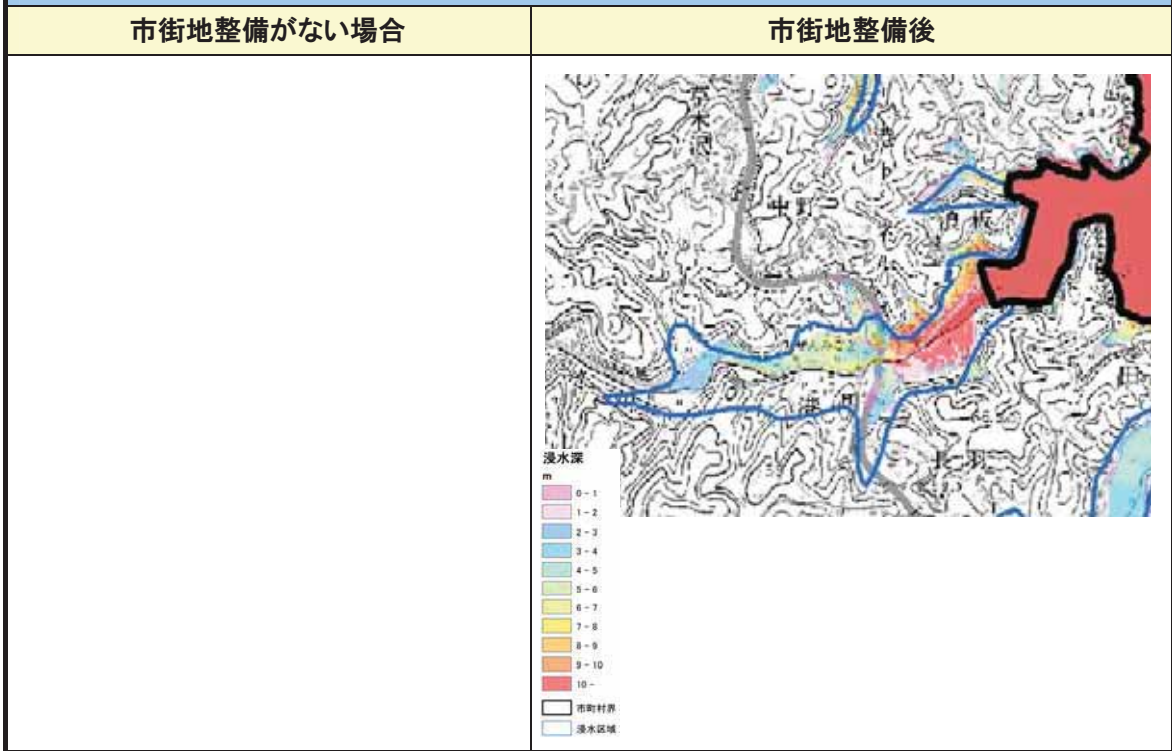
南三陸町 調査総括表(3/40)

4. (1) 地区別復興方針(1)		港地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)		都市計画	都計外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	港漁港の周辺に集落があり、その周辺に農地が点在し、背後には丘陵地が広がる。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：23.4m（南三陸町震災復興計画より） 全壊：39 世帯、大規模半壊：0 世帯、半壊：1 世帯、一部損壊：0 世帯				
復興方針策定上留意すべき特徴	漁業が盛んな地域であり、高台への移転を基本としながら、居住と漁港の近接性、既存コミュニティとの調和を図る必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（TP=9.80m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：バック堤（港川） ○ 二線堤の考え方：－ 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工量を極力抑えた造成計画とする ・ 漁業再興に向けた漁業と居住の調和 			
	現位置整備地区の方針	－			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：港地区の津波浸水区域 移転先：港地区付近（国道45号西側） 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：漁業施設（倉庫、加工所等）として整備			
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第39条による住居系用途の建築を制限			
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した公共公益施設の再建、集約化 ・ 移転先に集会所を設置 			
	その他特記すべき方針	－			
	整備スケジュール	防災集団移転促進事業：H24年度後期 事業開始予定、H26年度 事業完了予定			
避難計画の考え方	低地部と高台を結ぶ避難路を整備				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	合意形成手法、災害危険区域・移転促進区域の設定、移転しない世帯を含めたコミュニティ形成方法、造成補助上限の660㎡/戸以下に抑制、移転先の決め方（抽選、協議等）、分譲価格の設定、被災した土地の買取価格の設定				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
－	法規制、地形等の条件から他にまとまった住宅用地の確保が難しいため				

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波記載)

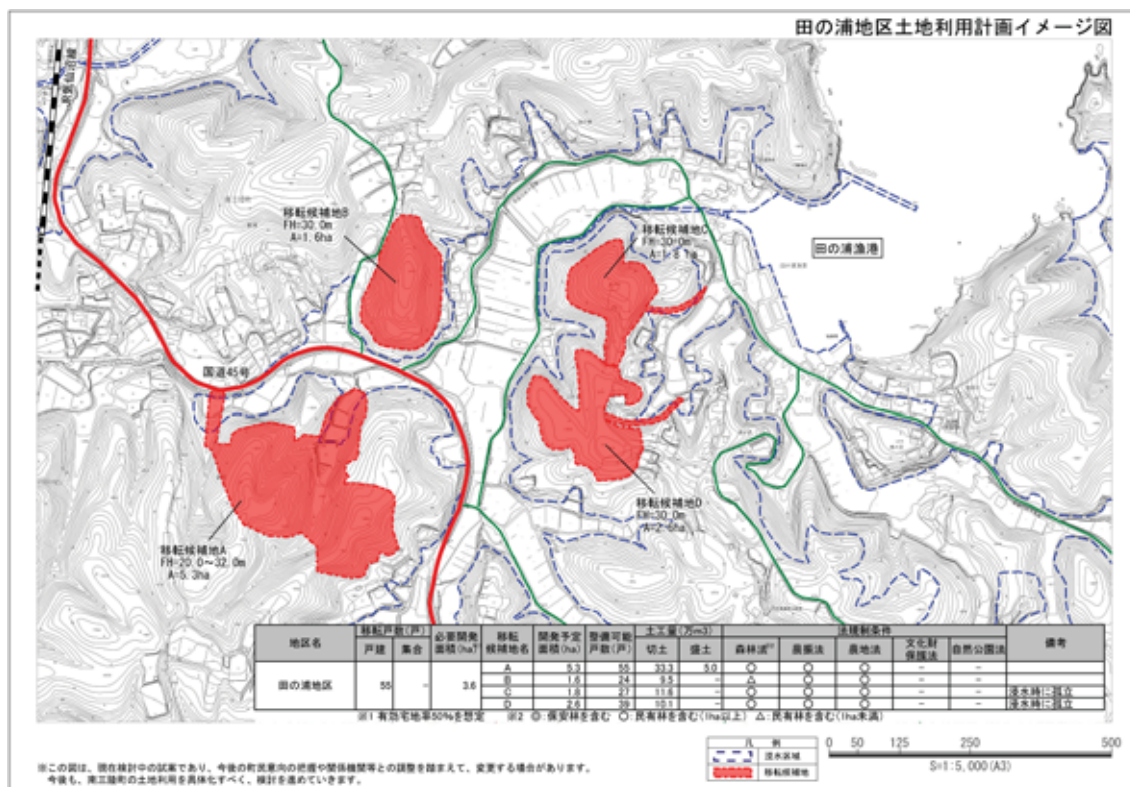


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その11)

南三陸町 調査総括表(5/40)

4. (2) 地区別復興方針(2)		田の浦地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)		都市計画	都計外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	田の浦漁港の周辺に集落があり、その周辺に農地が点在し、背後には丘陵地が広がる。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：20.3m（南三陸町震災復興計画より） 全壊：48 世帯、大規模半壊：6 世帯、半壊：1 世帯、一部損壊：0 世帯				
復興方針策定上留意すべき特徴	漁業が盛んな地域であり、高台への移転を基本としながら、居住と漁港の近接性、既存コミュニティとの調和を図る必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（TP=9.80m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：－ ○ 二線堤の考え方：－ 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工量を極力抑えた造成計画とする ・ 漁業再興に向けた漁業と居住の調和 			
	現位置整備地区の方針	－			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：田の浦地区の津波浸水区域 移転先：田の浦地区付近（国道45号西側） 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：漁業施設（倉庫、加工所等）として整備			
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第39条による住居系用途の建築を制限			
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した公共公益施設の再建、集約化 ・ 移転先に集会所を設置 			
	その他特記すべき方針	－			
	整備スケジュール	防災集団移転促進事業：H24年度後期 事業開始予定、H26年度 事業完了予定			
避難計画の考え方	低地部と高台を結ぶ避難路を整備				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	合意形成手法、災害危険区域・移転促進区域の設定、移転しない世帯を含めたコミュニティ形成方法、造成補助上限の660㎡/戸以下に抑制、移転先の決め方（抽選、協議等）、分譲価格の設定、被災した土地の買取価格の設定				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案			上記構想案採用に至った理由		
近隣の高台			一つの団地に集約でき、効率的な造成工事が行えるため		

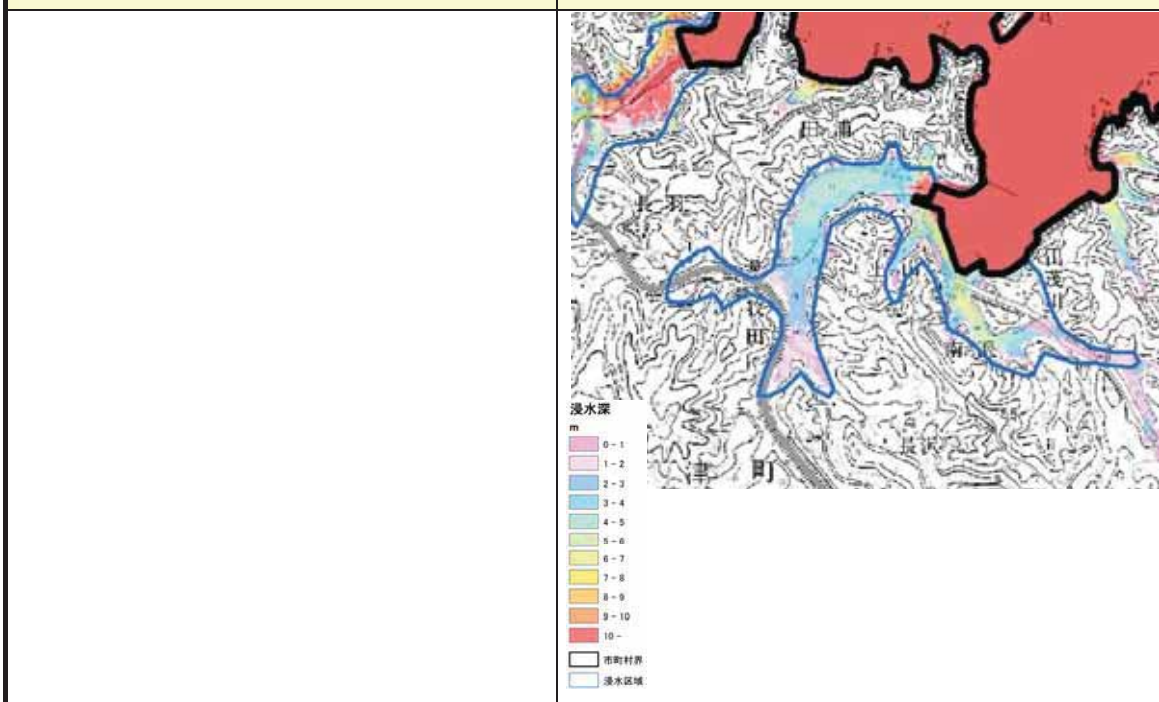
(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波記載)

市街地整備がない場合

市街地整備後

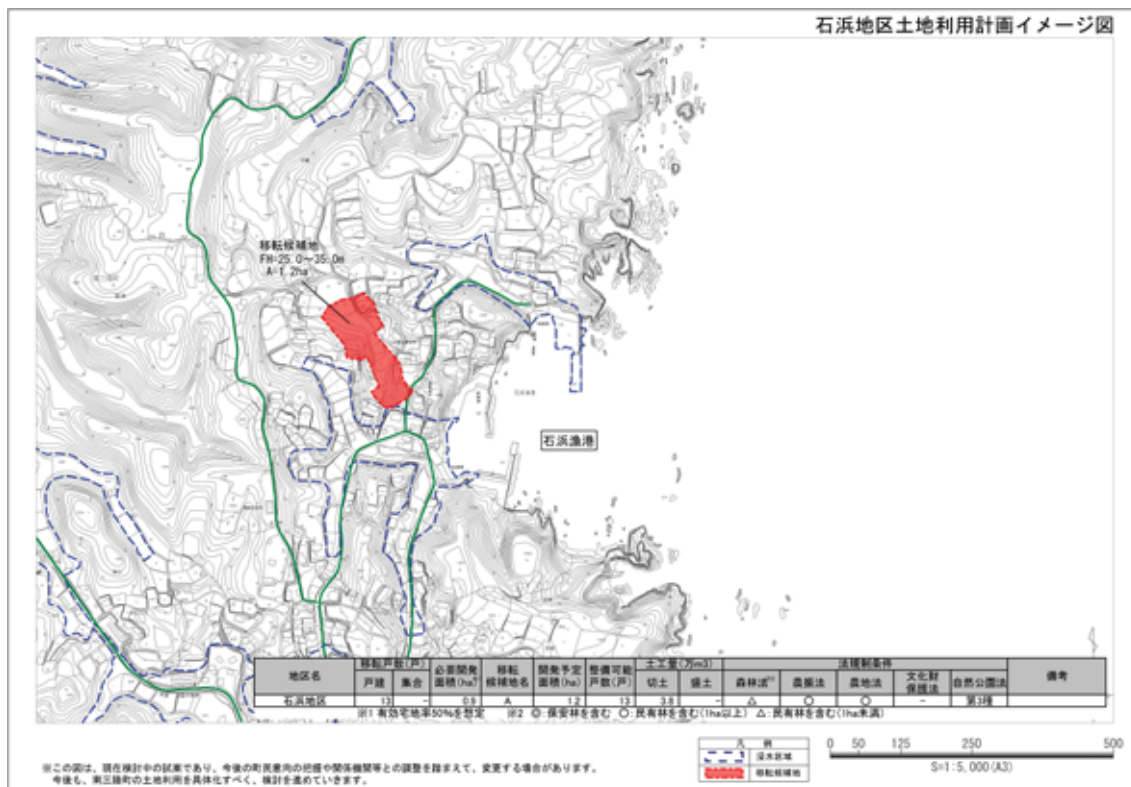


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その11)

南三陸町 調査総括表(7/40)

4. (3) 地区別復興方針(3)		石浜地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)		都市計画	都計外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	石浜漁港の周辺に集落があり、その周辺に農地が点在し、背後には丘陵地が広がる。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：13.2m（南三陸町震災復興計画より） 全壊：13 世帯、大規模半壊：0 世帯、半壊：0 世帯、一部損壊：0 世帯				
復興方針策定上留意すべき特徴	漁業が盛んな地域であり、高台への移転を基本としながら、居住と漁港の近接性、既存コミュニティとの調和を図る必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（TP=8.70m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：－ ○ 二線堤の考え方：－ 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・土工量を極力抑えた造成計画とする ・漁業再興に向けた漁業と居住の調和 			
	現位置整備地区の方針	－			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：石浜地区の津波浸水区域 移転先：石浜地区付近 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：漁業施設（倉庫、加工所等）として整備			
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の建築を制限			
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した公共公益施設の再建、集約化 ・移転先に集会所を設置 			
	その他特記すべき方針	－			
	整備スケジュール	防災集団移転促進事業：H24 年度後期 事業開始予定、H26 年度 事業完了予定			
避難計画の考え方	低地部と高台を結ぶ避難路を整備				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	合意形成手法、災害危険区域・移転促進区域の設定、移転しない世帯を含めたコミュニティ形成方法、造成補助上限の 660 m ² /戸以下に抑制、移転先の決め方（抽選、協議等）、分譲価格の設定、被災した土地の買取価格の設定				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
－	法規制、地形等の条件から他にまとまった住宅用地の確保が難しいため				

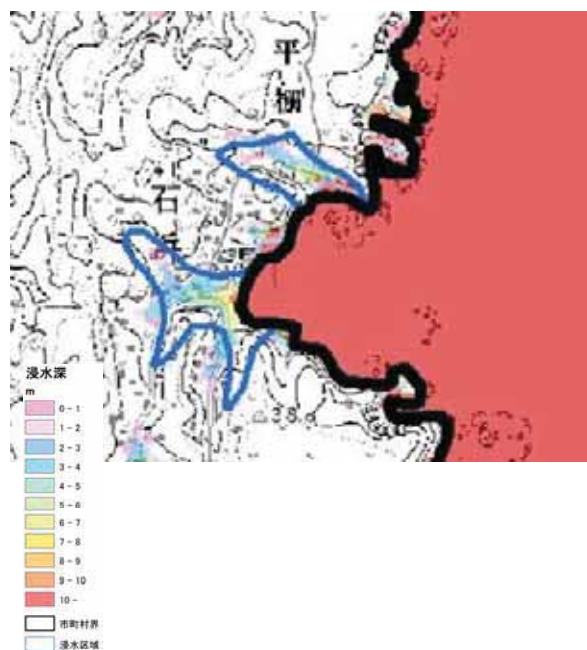
(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波記載)

市街地整備がない場合

市街地整備後

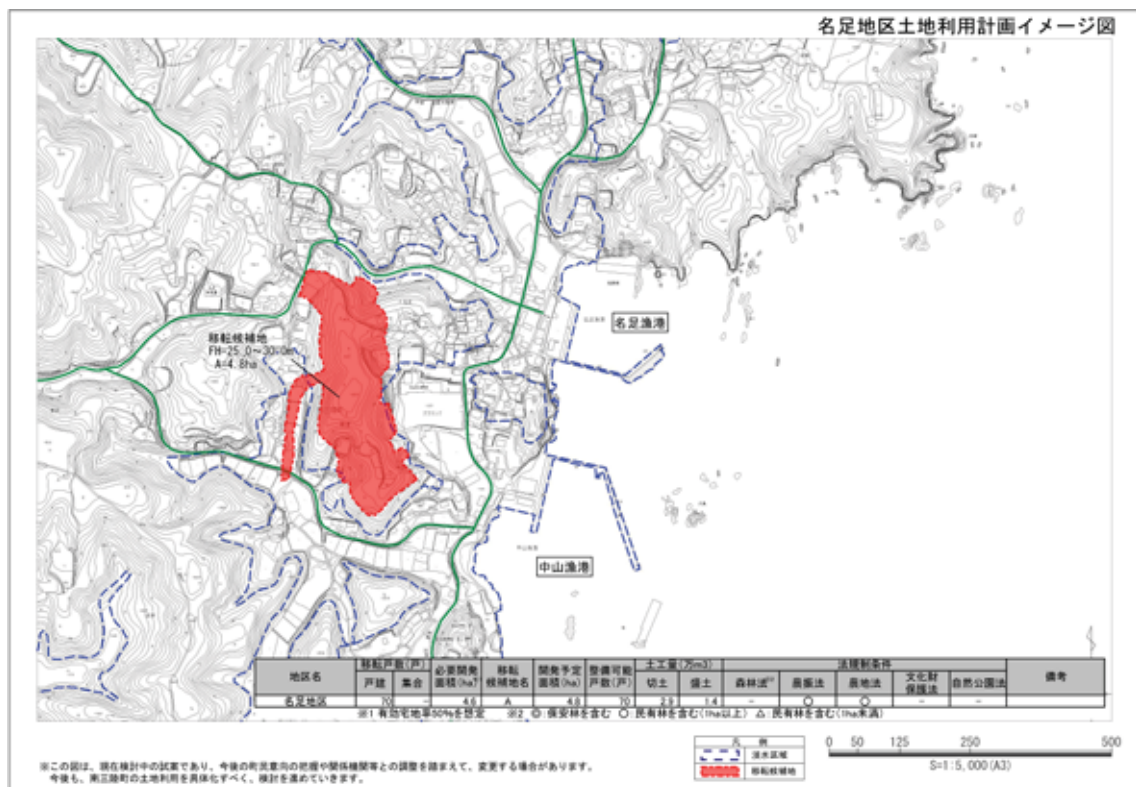


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その11)

南三陸町 調査総括表(9/40)

4. (4) 地区別復興方針(4)		名足地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)		都市計画	都計外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	ばなな漁港の周辺に集落があり、その周辺に農地が点在し、背後には丘陵地が広がる。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：18.3m（南三陸町震災復興計画より） 全壊：66 世帯、大規模半壊：2 世帯、半壊：2 世帯、一部損壊：0 世帯				
復興方針策定上留意すべき特徴	漁業が盛んな地域であり、高台への移転を基本としながら、居住と漁港の近接性、既存コミュニティとの調和を図る必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（TP=8.70m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：－ ○ 二線堤の考え方：－ 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工量を極力抑えた造成計画とする ・ 漁業再興に向けた漁業と居住の調和 			
	現位置整備地区の方針	－			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：名足地区の津波浸水区域 移転先：名足地区付近（名足小学校西側） 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：漁業施設（倉庫、加工所等）として整備			
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の建築を制限			
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した公共公益施設の再建、集約化 ・ 移転先に集会所を設置 			
	その他特記すべき方針	－			
	整備スケジュール	防災集団移転促進事業：H24 年度後期 事業開始予定、H26 年度 事業完了予定			
避難計画の考え方	低地部と高台を結ぶ避難路を整備				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	合意形成手法、災害危険区域・移転促進区域の設定、移転しない世帯を含めたコミュニティ形成方法、造成補助上限の 660 m ² /戸以下に抑制、移転先の決め方（抽選、協議等）、分譲価格の設定、被災した土地の買取価格の設定				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
－	法規制、地形等の条件から他にまとまった住宅用地の確保が難しいため				

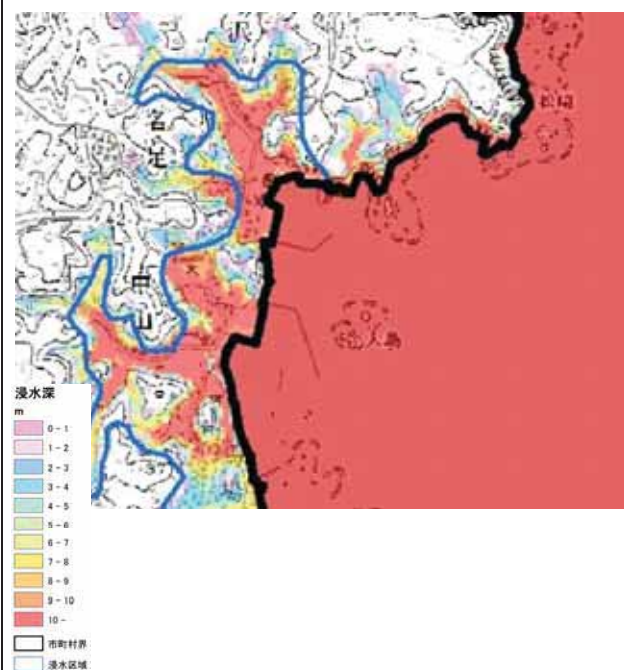
(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波記載)

市街地整備がない場合

市街地整備後

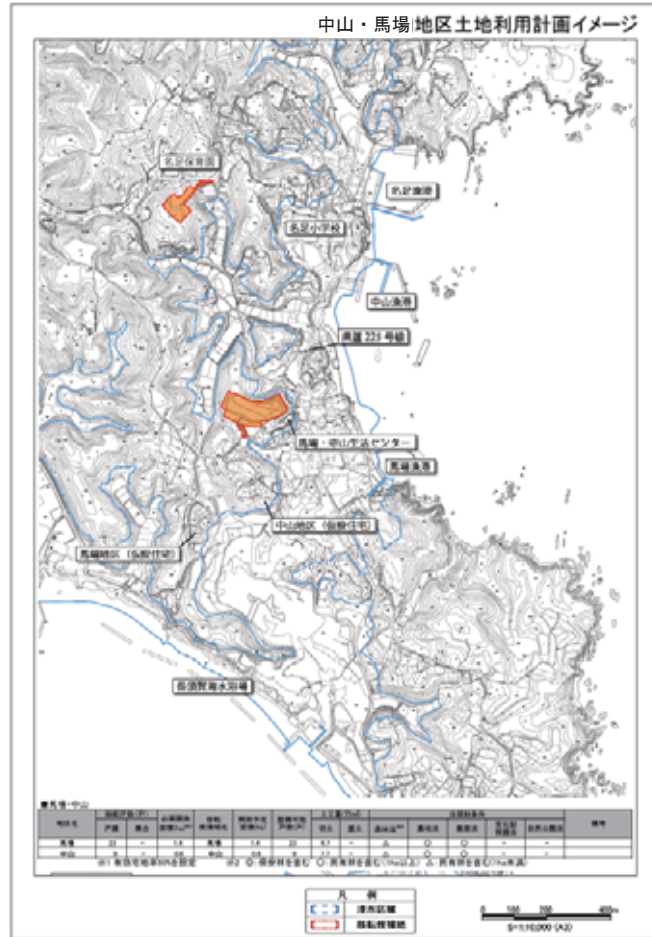


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その11)

南三陸町 調査総括表(11/40)

4. (5) 地区別復興方針(5)		中山・馬場地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)		都市計画	都計外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	ばなな漁港の周辺に集落があり、その周辺に農地が点在し、背後には丘陵地が広がる。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：中山地区 18.4m、馬場地区 17.6m (南三陸町震災復興計画より) 全壊：81 世帯、大規模半壊：8 世帯、半壊：0 世帯、一部損壊：0 世帯				
復興方針策定上留意すべき特徴	漁業が盛んな地域であり、高台への移転を基本としながら、居住と漁港の近接性、既存コミュニティとの調和を図る必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（TP=8.70m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：－ ○ 二線堤の考え方：－ 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工量を極力抑えた造成計画とする ・ 漁業再興に向けた漁業と居住の調和 			
	現位置整備地区の方針	－			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：中山地区、馬場地区の津波浸水区域 移転先：中山地区、馬場地区付近（未来道沿道） 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：漁業施設（倉庫、加工所等）として整備			
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の建築を制限			
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した公共公益施設の再建、集約化 ・ 移転先に集会所を設置 			
	その他特記すべき方針	－			
	整備スケジュール	防災集団移転促進事業：H24 年度後期 事業開始予定、H26 年度 事業完了予定			
避難計画の考え方	低地部と高台を結ぶ避難路を整備				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	合意形成手法、災害危険区域・移転促進区域の設定、移転しない世帯を含めたコミュニティ形成方法、造成補助上限の 660 ㎡/戸以下に抑制、移転先の決め方（抽選、協議等）、分譲価格の設定、被災した土地の買取価格の設定				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
－	法規制、地形等の条件から他にまとまった住宅用地の確保が難しいため				

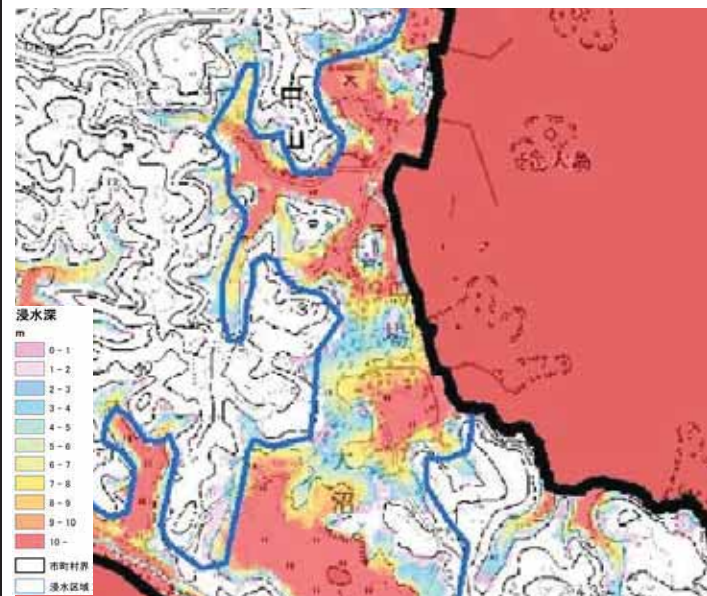
(5) 地区別構想図



(6) 津波シミュレーション状況図(想定津波: 今次津波記載)

市街地整備がない場合

市街地整備後

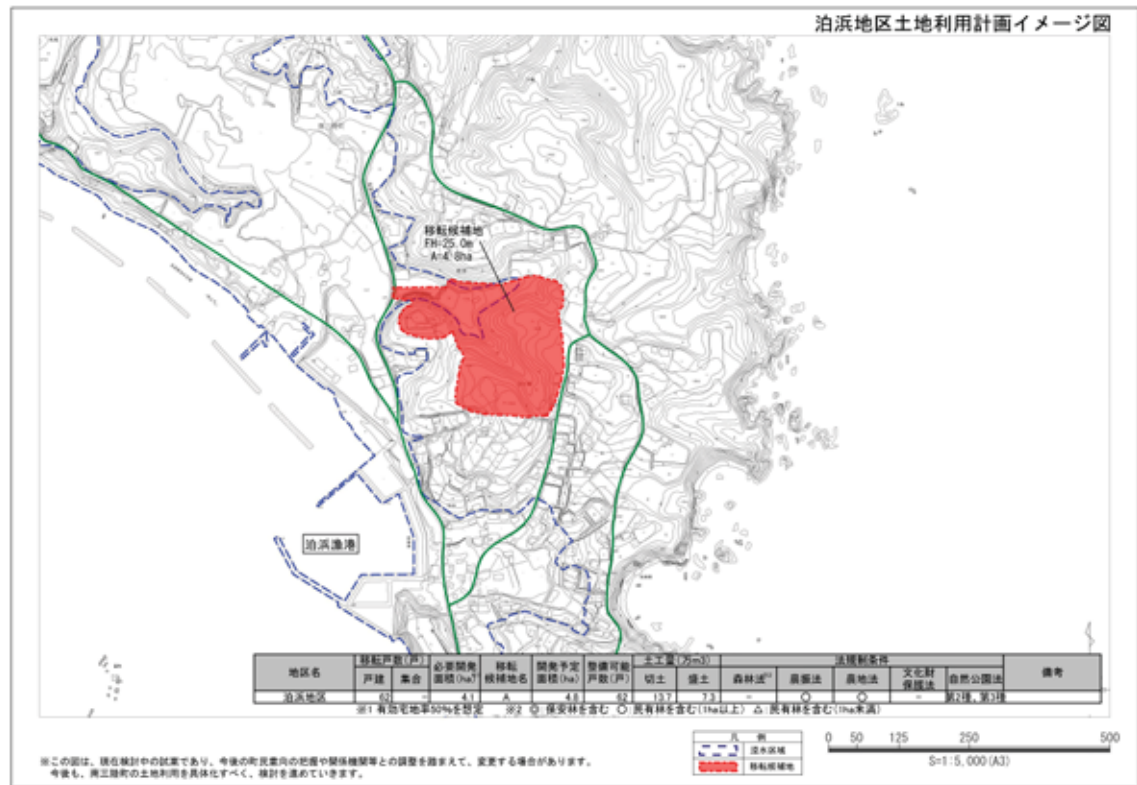


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その11)

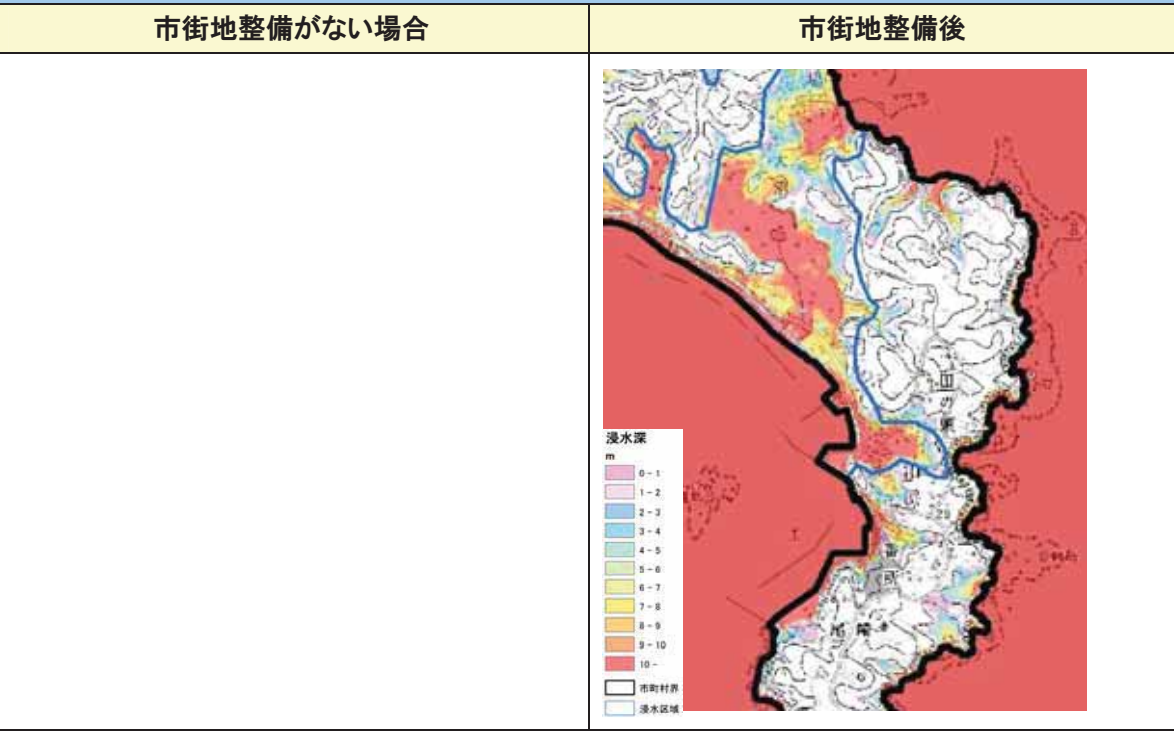
南三陸町 調査総括表(13/40)

4. (6) 地区別復興方針(6)		泊浜地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)		都市計画	都計外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	泊浜漁港の周辺に集落があり、その周辺に農地が点在し、背後には丘陵地が広がる。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：14.1m（南三陸町震災復興計画より） 全壊：56 世帯、大規模半壊：4 世帯、半壊：2 世帯、一部損壊：0 世帯				
復興方針策定上留意すべき特徴	漁業が盛んな地域であり、高台への移転を基本としながら、居住と漁港の近接性、既存コミュニティとの調和を図る必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（TP=8.70m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：－ ○ 二線堤の考え方：－ 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工量を極力抑えた造成計画とする ・ 漁業再興に向けた漁業と居住の調和 			
	現位置整備地区の方針	－			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：泊浜地区の津波浸水区域 移転先：泊浜地区付近（県道泊崎半島線東側） 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：漁業施設（倉庫、加工所等）として整備			
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の建築を制限			
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した公共公益施設の再建、集約化 ・ 移転先に集会所を設置 			
	その他特記すべき方針	－			
	整備スケジュール	防災集団移転促進事業：H24 年度後期 事業開始予定、H26 年度 事業完了予定			
避難計画の考え方	低地部と高台を結ぶ避難路を整備				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	合意形成手法、災害危険区域・移転促進区域の設定、移転しない世帯を含めたコミュニティ形成方法、造成補助上限の 660 m ² /戸以下に抑制、移転先の決め方（抽選、協議等）、分譲価格の設定、被災した土地の買取価格の設定				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
－	法規制、地形等の条件から他にまとまった住宅用地の確保が難しいため				

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波記載)

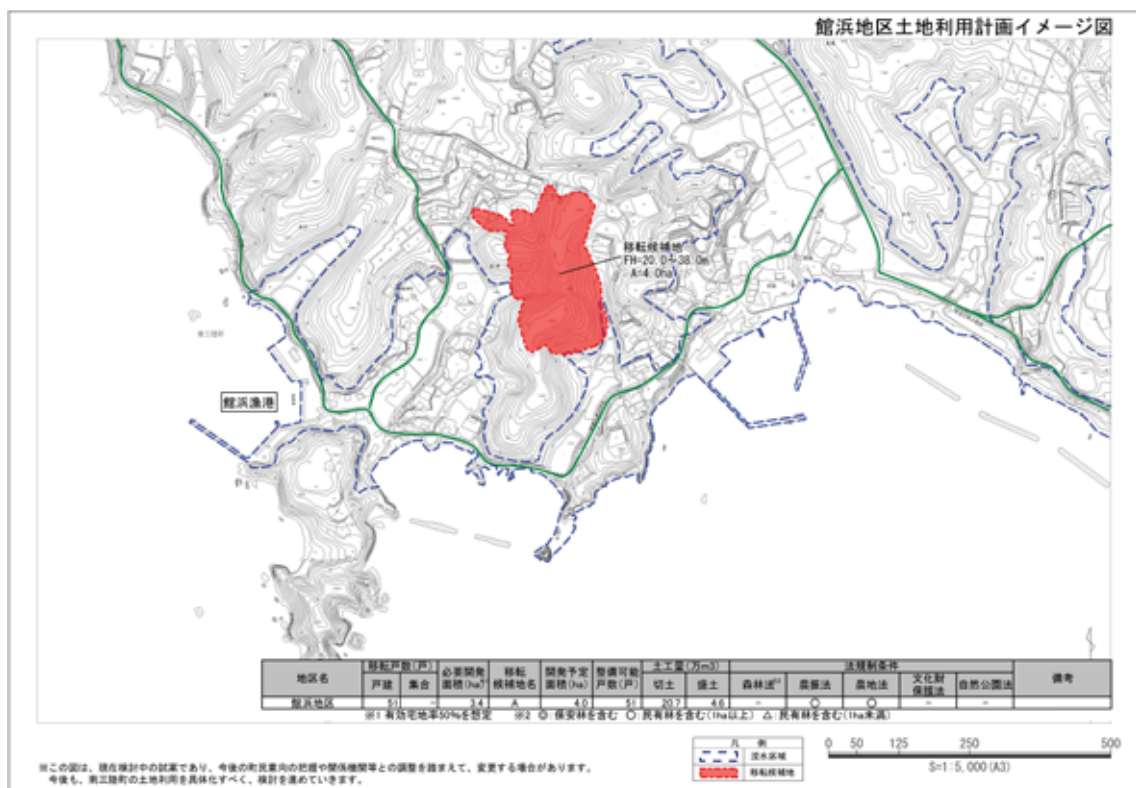


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その11)

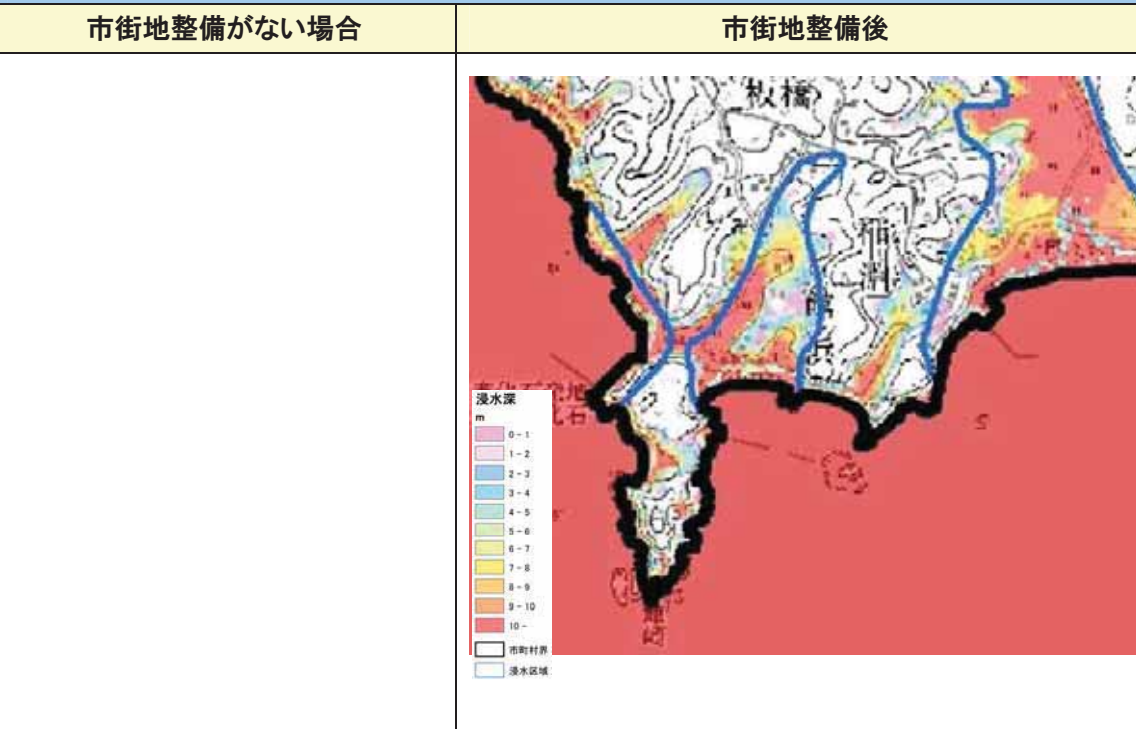
南三陸町 調査総括表(15/40)

4. (7) 地区別復興方針(7)		館浜地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)		都市計画	都計外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	館浜漁港、稲淵漁港の周辺に集落があり、その周辺に農地が点在し、背後には丘陵地が広がる。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：13.6m（南三陸町震災復興計画より） 全壊：47 世帯、大規模半壊：3 世帯、半壊：1 世帯、一部損壊：0 世帯				
復興方針策定上留意すべき特徴	漁業が盛んな地域であり、高台への移転を基本としながら、居住と漁港の近接性、既存コミュニティとの調和を図る必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（TP=8.70m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：水門（稲淵川） ○ 二線堤の考え方：－ 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工量を極力抑えた造成計画とする ・ 漁業再興に向けた漁業と居住の調和 			
	現位置整備地区の方針	－			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：館浜地区の津波浸水区域 移転先：館浜地区付近 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：漁業施設（倉庫、加工所等）として整備			
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の建築を制限			
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した公共公益施設の再建、集約化 ・ 移転先に集会所を設置 			
	その他特記すべき方針	－			
	整備スケジュール	防災集団移転促進事業：H24 年度後期 事業開始予定、H26 年度 事業完了予定			
避難計画の考え方	低地部と高台を結ぶ避難路を整備				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	合意形成手法、災害危険区域・移転促進区域の設定、移転しない世帯を含めたコミュニティ形成方法、造成補助上限の 660 ㎡/戸以下に抑制、移転先の決め方（抽選、協議等）、分譲価格の設定、被災した土地の買取価格の設定				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
－	法規制、地形等の条件から他にまとまった住宅用地の確保が難しいため				

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波記載)

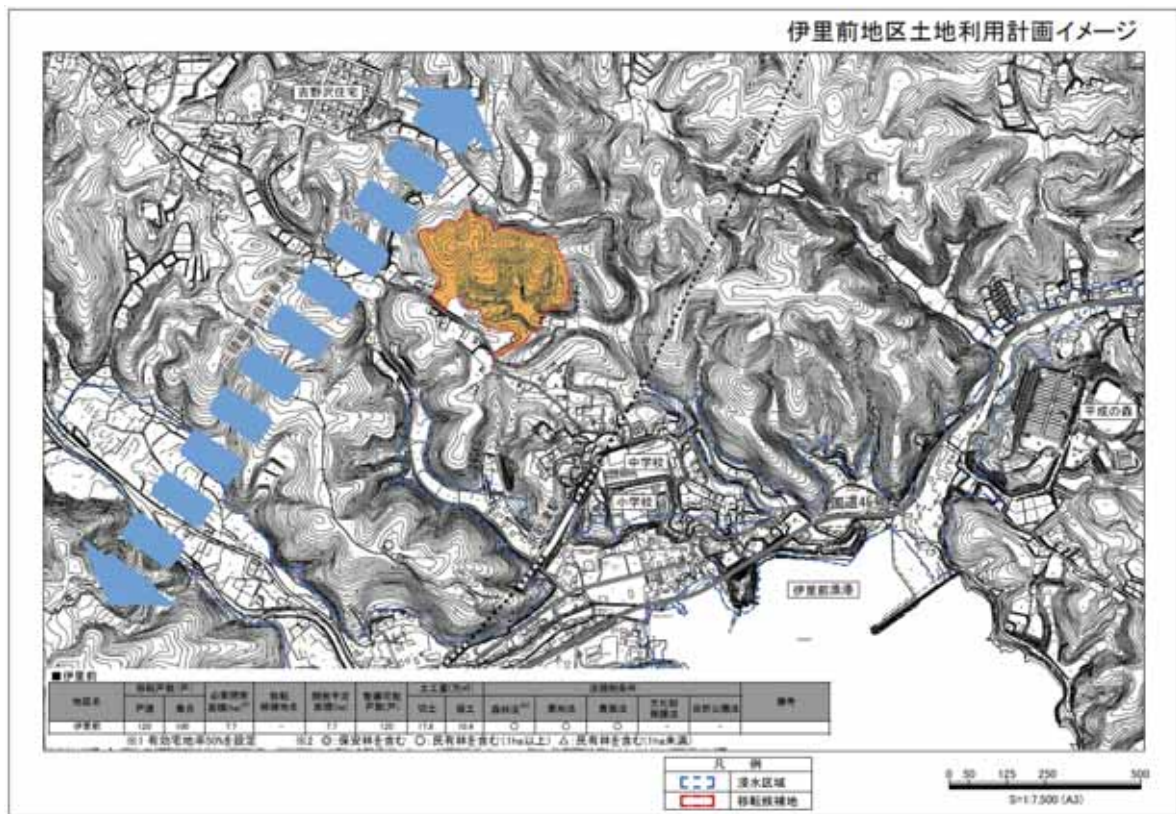


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その11)

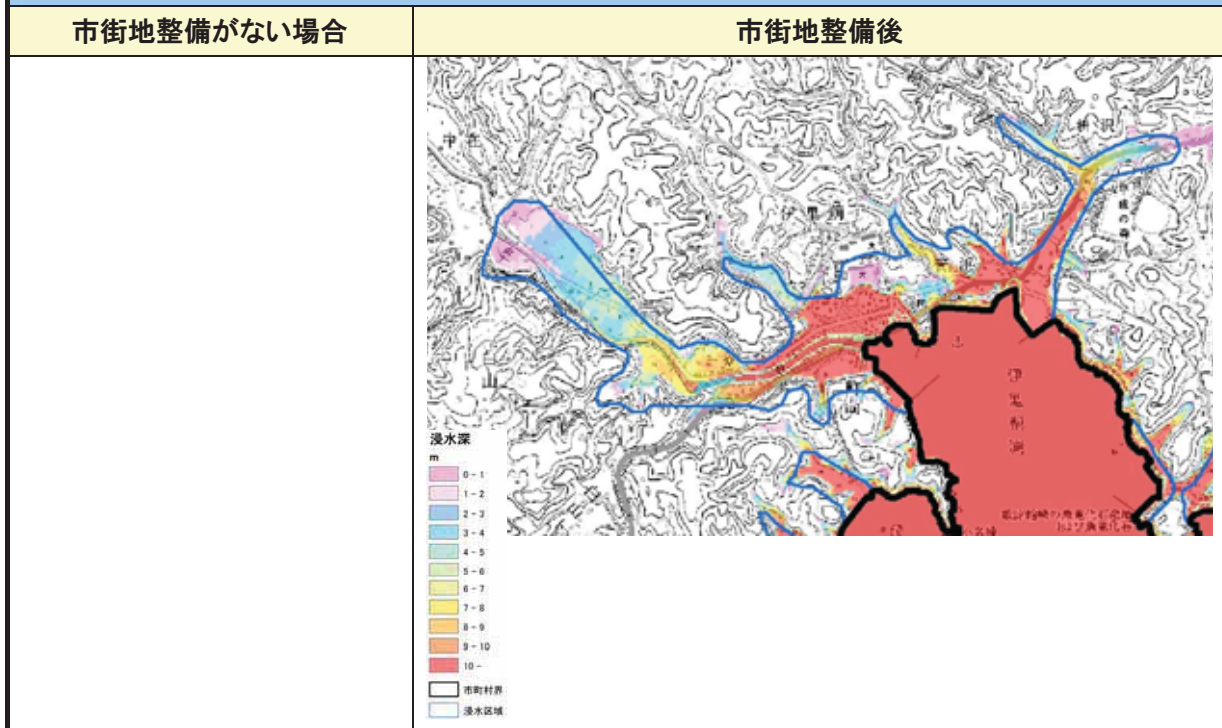
南三陸町 調査総括表(17/40)

4. (8) 地区別復興方針(8)		伊里前地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都計外
		役場・支所等	含む
土地利用(被災前)概況	伊里前漁港の周辺に集落があり、その周辺に農地が点在し、背後には丘陵地が広がる。		
被災の状況	今次津波最大浸水深：16.4m（南三陸町震災復興計画より） 全壊：256 世帯、大規模半壊：4 世帯、半壊：4 世帯、一部損壊：0 世帯		
復興方針策定上留意すべき特徴	漁業が盛んな地域であり、高台への移転を基本としながら、居住と漁港の近接性、既存コミュニティとの調和を図る必要がある。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-③		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（TP=8.70m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：バック堤（伊里前川） ○ L2 津波時にも浸水しない高さで道路を整備する。 		
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工量を極力抑えた造成計画とする ・ 漁業再興に向けた漁業と居住の調和 	
	現位置整備地区の方針	—	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：伊里前地区の津波浸水区域 移転先：伊里前地区付近（歌津中学校北側にある契約会が所持する土地） 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：漁業施設（倉庫、加工所等）として整備	
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の建築を制限	
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した公共公益施設の再建、集約化 ・ 移転先に集会所を設置 	
	その他特記すべき方針	—	
	整備スケジュール	防災集団移転促進事業：H24 年度後期 事業開始予定、H26 年度 事業完了予定	
避難計画の考え方	低地部と高台を結ぶ避難路を整備		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	合意形成手法、災害危険区域・移転促進区域の設定、移転しない世帯を含めたコミュニティ形成方法、造成補助上限の 660 ㎡/戸以下に抑制、移転先の決め方（抽選、協議等）、分譲価格の設定、被災した土地の買取価格の設定		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
—	住民から地元契約会が所持する土地を移転先としたいとの要望を受けており、契約会の土地を使って計画を進めたほうが用地取得に時間がかからない。また、法規制、地形等の条件から他にまとまった住宅用地の確保が難しい。		

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波記載)

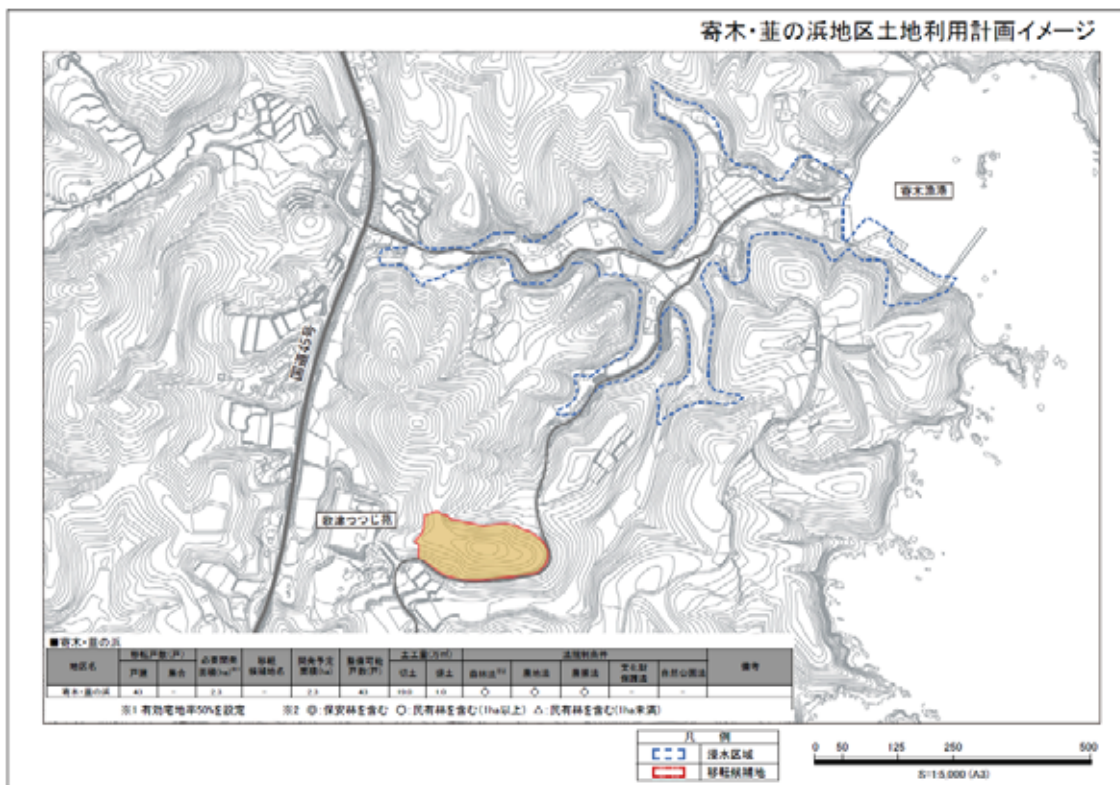


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その11)

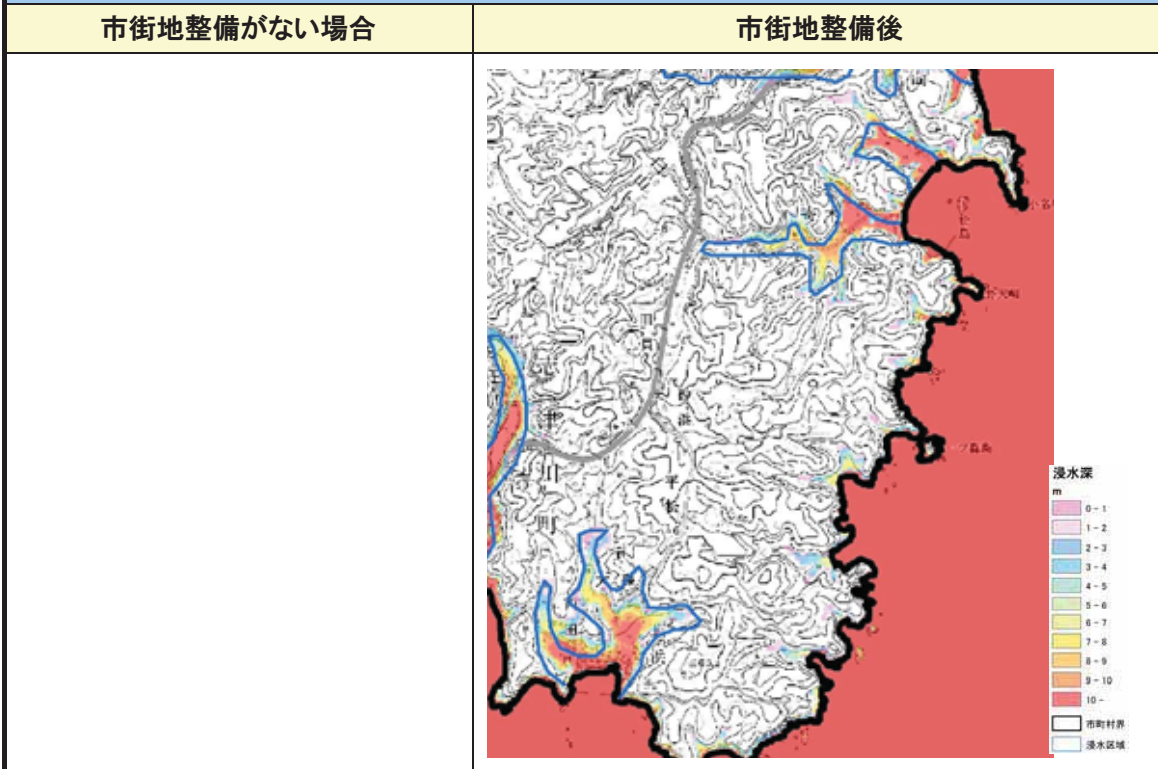
南三陸町 調査総括表(19/40)

4. (9) 地区別復興方針(9)		寄木・葦の浜地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)		都市計画	都計外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	寄木漁港、葦の浜漁港の周辺に集落があり、その周辺に農地が点在し、背後には丘陵地が広がる。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：寄木地区 15.1m、葦の浜地区 12.2m (南三陸町震災復興計画より) 全壊：66 世帯、大規模半壊：4 世帯、半壊：1 世帯、一部損壊：0 世帯				
復興方針策定上留意すべき特徴	漁業が盛んな地域であり、高台への移転を基本としながら、居住と漁港の近接性、既存コミュニティとの調和を図る必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無 (現行嵩上げ) ○ 堤防高 (TP8.70m) (想定津波：L2) ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：－ ○ 二線堤の考え方：－ 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・土工量を極力抑えた造成計画とする ・漁業再興に向けた漁業と居住の調和 			
	現位置整備地区の方針	－			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：寄木地区、葦の浜地区の津波浸水区域 移転先：寄木地区付近 (国道 45 号東側にある契約会が所持する土地) 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：漁業施設 (倉庫、加工所等) として整備			
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の制限			
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した公共公益施設の再建、集約化 ・移転先に集会所を設置 			
	その他特記すべき方針	－			
	整備スケジュール	防災集団移転促進事業：H24 年度前期 事業開始予定、H26 年度 事業完了予定 寄木地区の移転元⇒H24 年 3 月に災害危険区域を指定予定			
避難計画の考え方	低地部と高台を結ぶ避難路を整備				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	合意形成手法、災害危険区域・移転促進区域の設定、移転しない世帯を含めたコミュニティ形成方法、造成補助上限の 660 ㎡/戸以下に抑制、移転先の決め方 (抽選、協議等)、分譲価格の設定、被災した土地の買取価格の設定				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
－	住民から地元契約会が所持する土地を移転先としたいとの要望を受けており、契約会の土地を使って計画を進めたほうが用地取得に時間がかからない。また、法規制、地形等の条件から他にまとまった住宅用地の確保が難しい。				

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波記載)

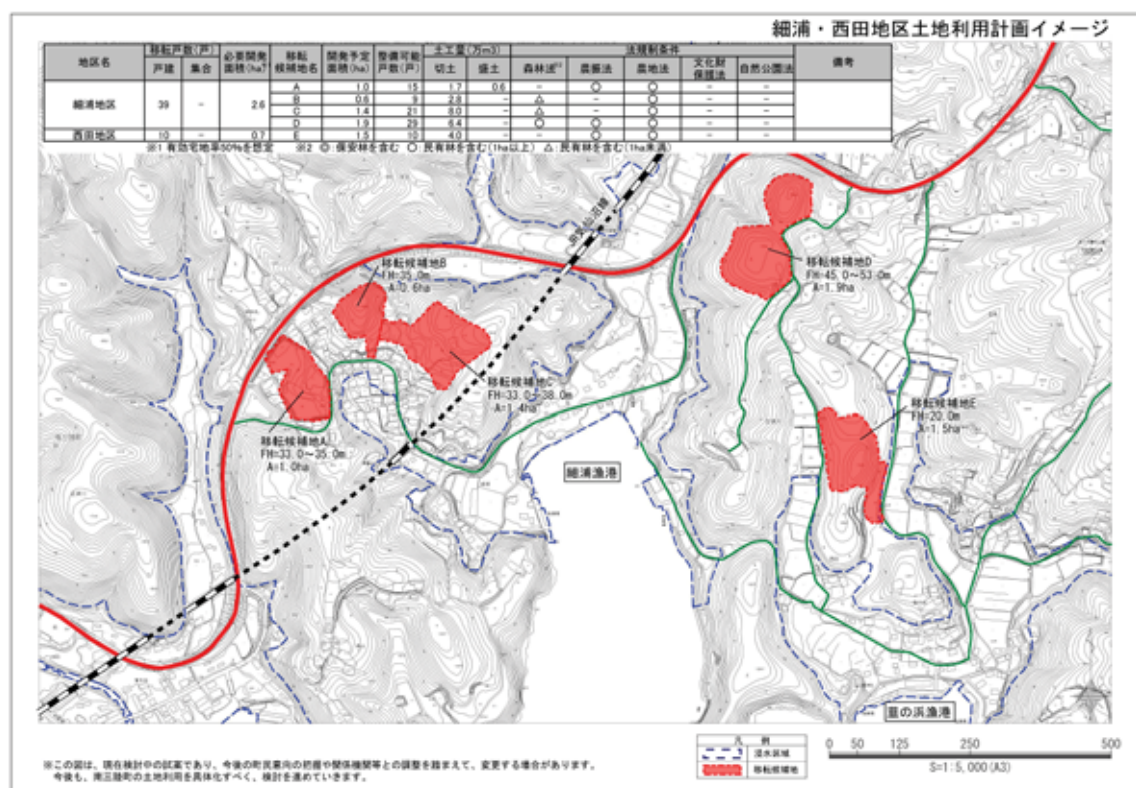


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その11)

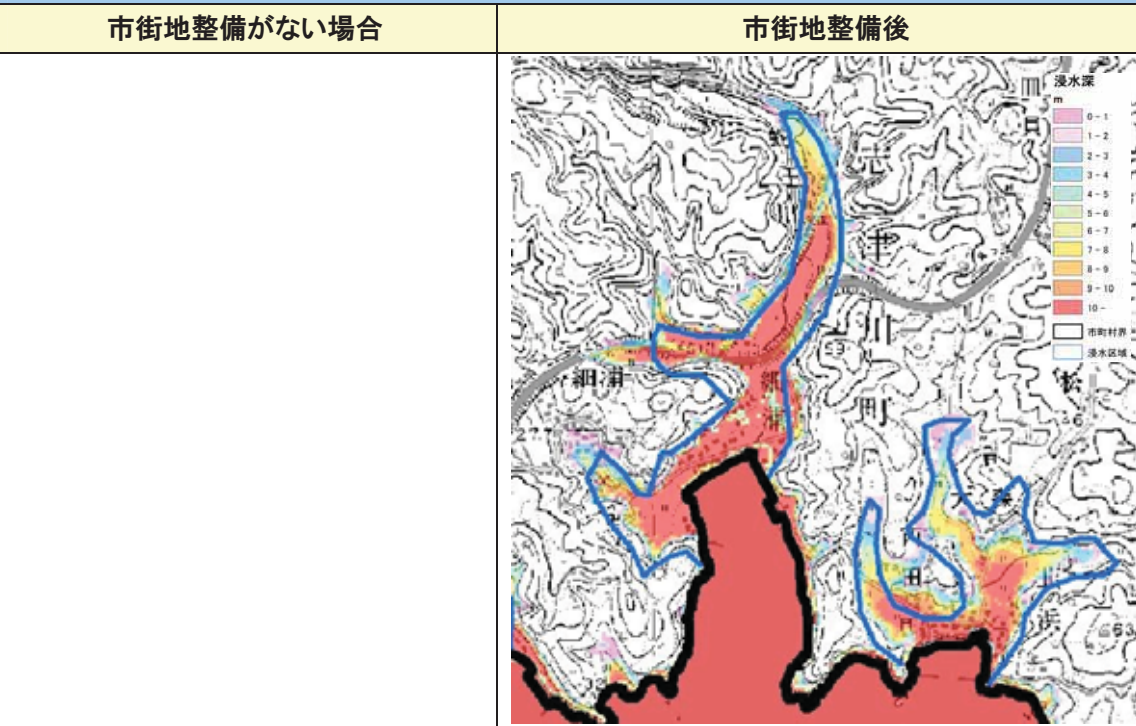
南三陸町 調査総括表(21/40)

4. (10) 地区別復興方針(10)		細浦・西田地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都計外
		役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	細浦漁港の周辺に集落があり、その周辺に農地が点在し、背後には丘陵地が広がる。		
被災の状況	今次津波最大浸水深：14.4m（南三陸町震災復興計画より） 全壊：48世帯、大規模半壊：0世帯、半壊：1世帯、一部損壊：0世帯		
復興方針策定上留意すべき特徴	漁業が盛んな地域であり、高台への移転を基本としながら、居住と漁港の近接性、既存コミュニティとの調和を図る必要がある。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-③		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（TP=8.70m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：－ ○ 二線堤の考え方：－ 		
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工量を極力抑えた造成計画とする ・ 漁業再興に向けた漁業と居住の調和 	
	現位置整備地区の方針	－	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：細浦地区、西田地区の津波浸水区域 移転先：細浦地区付近（国道45号南側） 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：漁業施設（倉庫、加工所等）として整備	
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第39条による住居系用途の建築を制限	
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した公共公益施設の再建、集約化 ・ 移転先に集会所を設置 	
	その他特記すべき方針	－	
	整備スケジュール	防災集団移転促進事業：H24年度後期 事業開始予定、H26年度 事業完了予定	
避難計画の考え方	低地部と高台を結ぶ避難路を整備		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	合意形成手法、災害危険区域・移転促進区域の設定、移転しない世帯を含めたコミュニティ形成方法、造成補助上限の660㎡/戸以下に抑制、移転先の決め方（抽選、協議等）、分譲価格の設定、被災した土地の買取価格の設定		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
近隣の高台	被災していない住宅地周辺を移転先とすることで、コミュニティを分散させないようにできるため。		

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波記載)

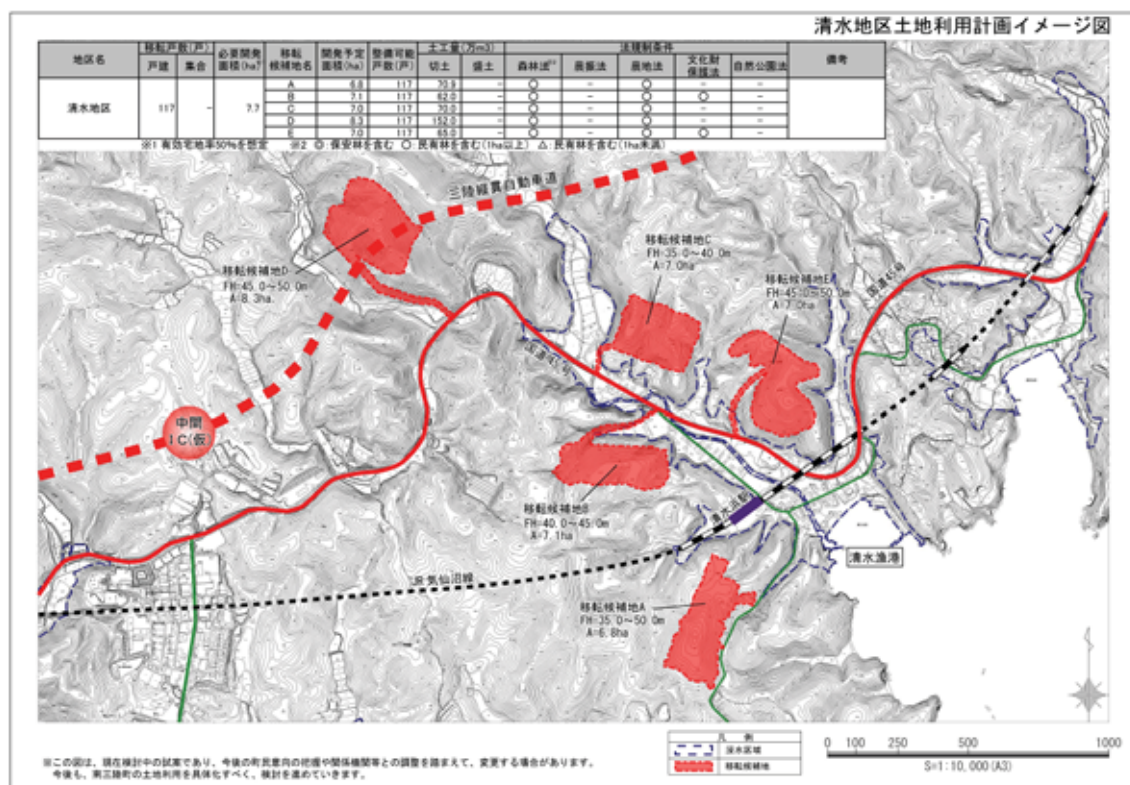


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その11)

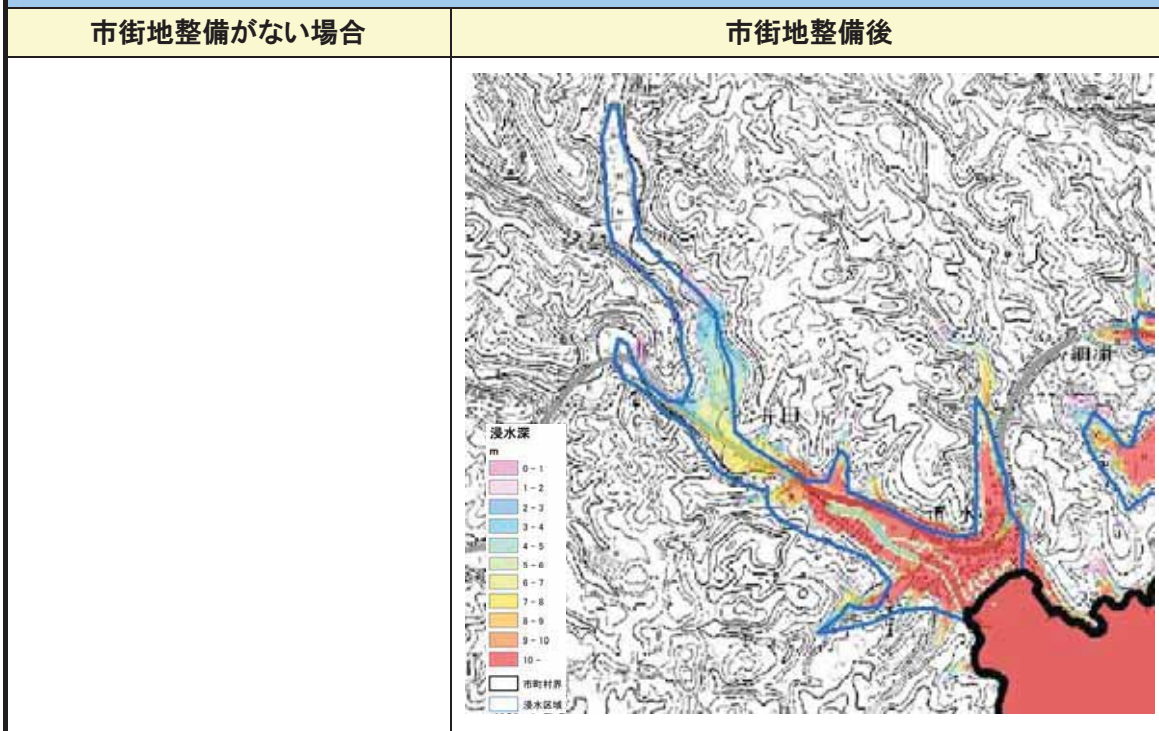
南三陸町 調査総括表(23/40)

4. (11) 地区別復興方針(11)		清水地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)		都市計画	都計外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	清水漁港の周辺に集落があり、その周辺に農地が点在し、背後には丘陵地が広がる。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：13.8m（南三陸町震災復興計画より） 全壊：114世帯、大規模半壊：2世帯、半壊：1世帯、一部損壊：0世帯				
復興方針策定上留意すべき特徴	漁業が盛んな地域であり、高台への移転を基本としながら、居住と漁港の近接性、既存コミュニティとの調和を図る必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（TP=8.70m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：バック堤（桜川） ○ 二線堤の考え方：－ 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工量を極力抑えた造成計画とする ・ 漁業再興に向けた漁業と居住の調和 			
	現位置整備地区の方針	－			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：清水地区の津波浸水区域 移転先：清水地区付近（県道清水浜・志津川港線北側） 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：漁業施設（倉庫、加工所等）として整備			
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第39条による住居系用途の建築を制限			
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した公共公益施設の再建、集約化 ・ 移転先に集会所を設置 			
	その他特記すべき方針	－			
	整備スケジュール	防災集団移転促進事業：H24年度後期 事業開始予定、H26年度 事業完了予定			
避難計画の考え方	低地部と高台を結ぶ避難路を整備				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	合意形成手法、災害危険区域・移転促進区域の設定、移転しない世帯を含めたコミュニティ形成方法、造成補助上限の660㎡/戸以下に抑制、移転先の決め方（抽選、協議等）、分譲価格の設定、被災した土地の買取価格の設定				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
近隣の高台	法規制、地形等の条件から他の案と比較して、造成工事がスピード感を持って進められるため。				

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波記載)

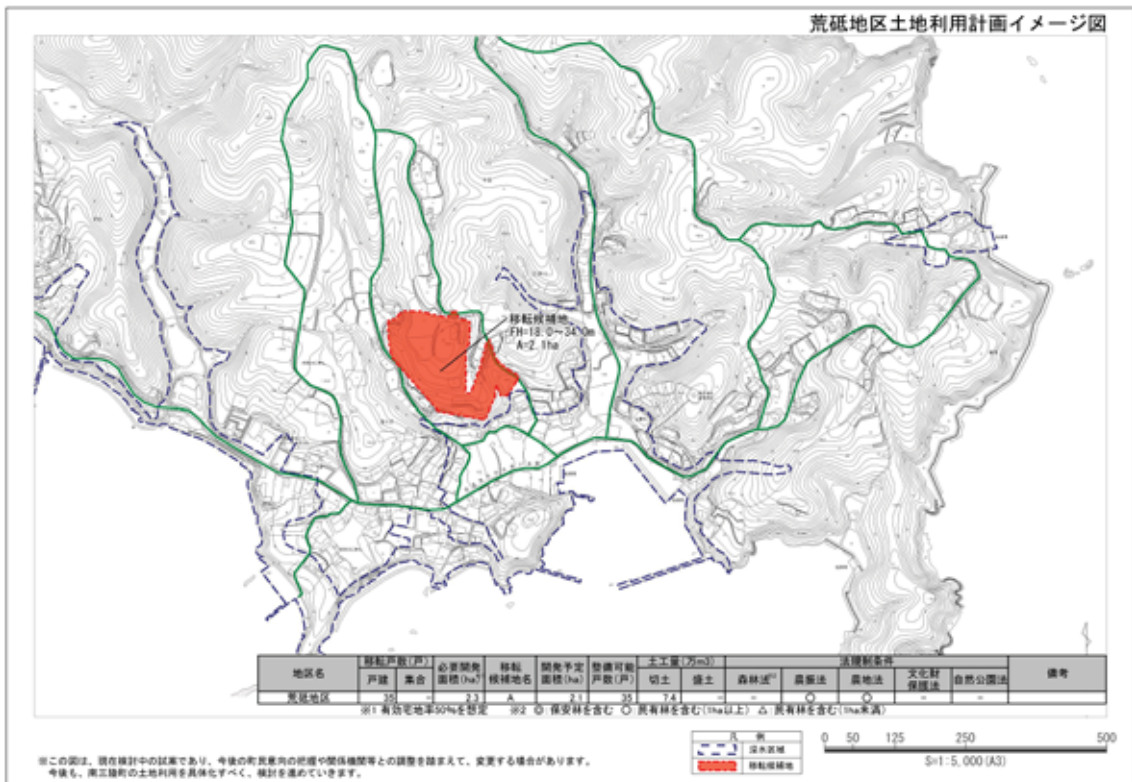


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その11)

南三陸町 調査総括表(25/40)

4. (12) 地区別復興方針(12)		荒砥地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)		都市計画	都計外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	荒砥漁港の周辺に集落があり、その周辺に農地が点在し、背後には丘陵地が広がる。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：16.6m（南三陸町震災復興計画より） 全壊：33 世帯、大規模半壊：2 世帯、半壊：0 世帯、一部損壊：0 世帯				
復興方針策定上留意すべき特徴	漁業が盛んな地域であり、高台への移転を基本としながら、居住と漁港の近接性、既存コミュニティとの調和を図る必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（TP=8.70m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：－ ○ 二線堤の考え方：－ 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工量を極力抑えた造成計画とする ・ 漁業再興に向けた漁業と居住の調和 			
	現位置整備地区の方針	－			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：荒砥地区の津波浸水区域 移転先：荒砥地区付近（県道清水浜・志津川港線北側） 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：漁業施設（倉庫、加工所等）として整備			
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の建築を制限			
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した公共公益施設の再建、集約化 ・ 移転先に集会所を設置 			
	その他特記すべき方針	－			
	整備スケジュール	防災集団移転促進事業：H24 年度後期 事業開始予定、H26 年度 事業完了予定			
避難計画の考え方	低地部と高台を結ぶ避難路を整備				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	合意形成手法、災害危険区域・移転促進区域の設定、移転しない世帯を含めたコミュニティ形成方法、造成補助上限の 660 m ² /戸以下に抑制、移転先の決め方（抽選、協議等）、分譲価格の設定、被災した土地の買取価格の設定				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
－	法規制、地形等の条件から他にまとまった住宅用地の確保が難しいため				

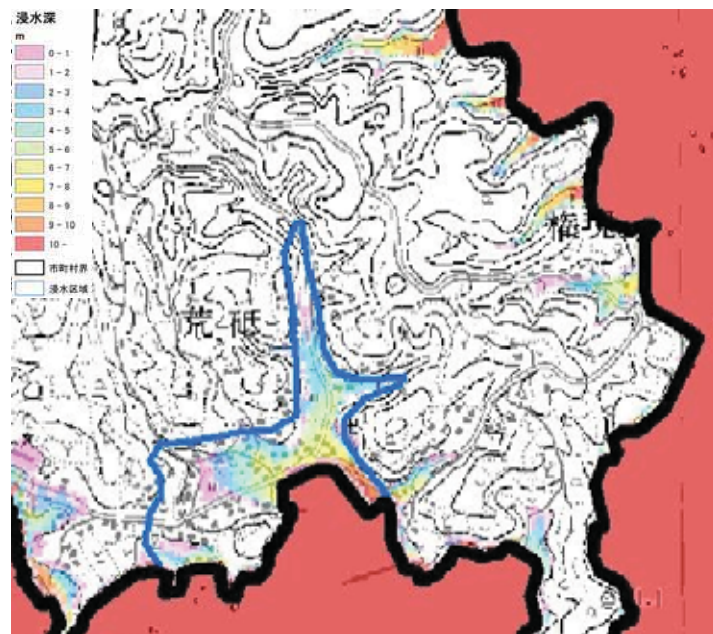
(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波記載)

市街地整備がない場合

市街地整備後

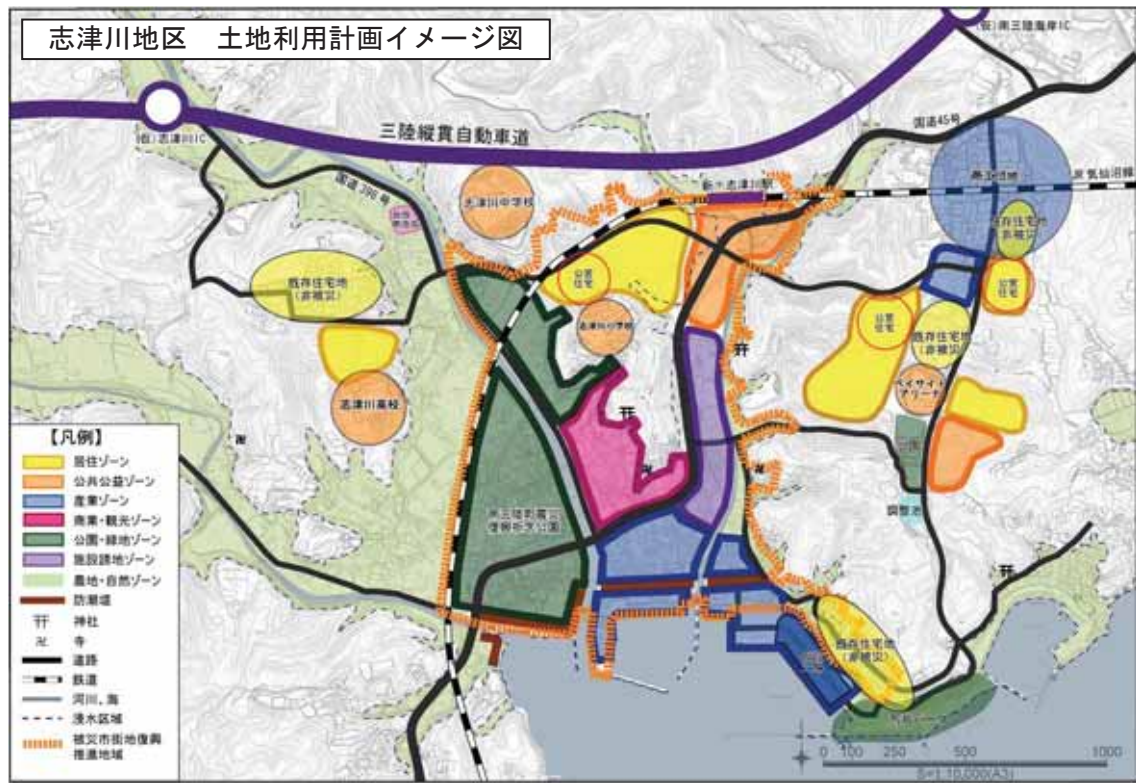


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その11)

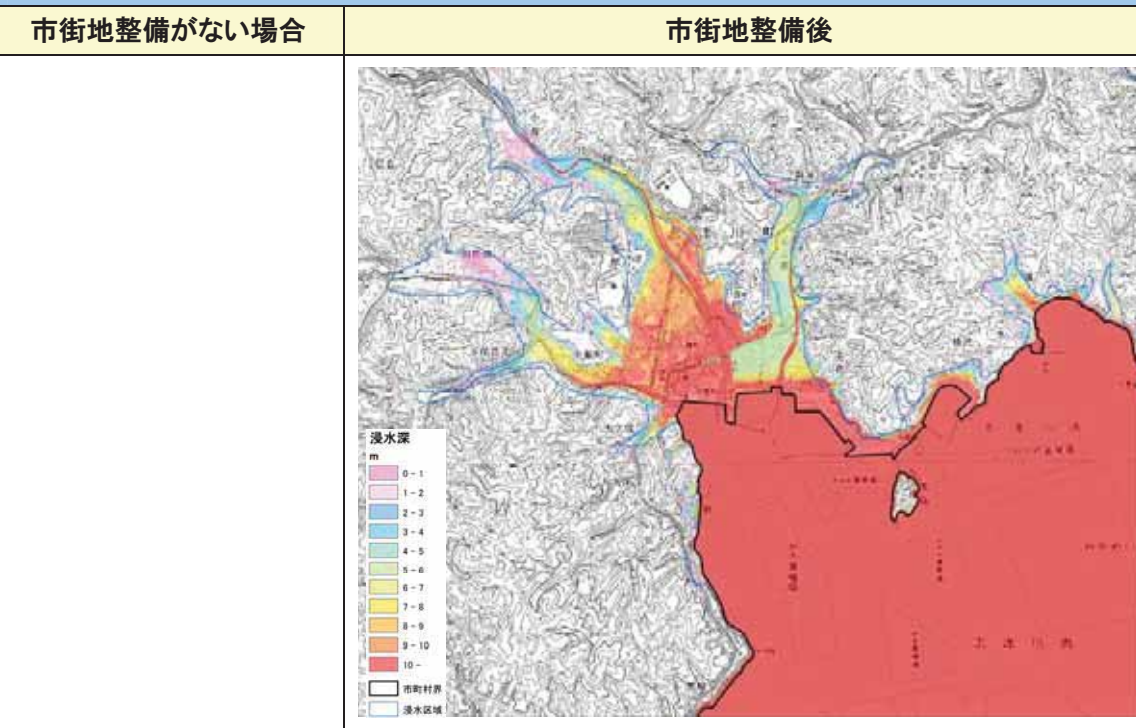
南三陸町 調査総括表(27/40)

4. (13) 地区別復興方針(13)		志津川地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)		都市計画	都計内	役場・支所等	含む
土地利用(被災前)概況	町役場や病院等の公共施設が集約しており、南三陸町の中心地区である。近年、志津川地区東側の高台の開発事業が行われた。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：平磯地区 13.9m、袖浜地区 16.1m、志津川地区 21.5m、林地区 23.9m (南三陸町震災復興計画より) 全壊：1,783 世帯、大規模半壊：30 世帯、半壊：18 世帯、一部損壊：0 世帯				
復興方針策定上留意すべき特徴	住宅・公共施設は高台への移転を基本としながら、復興のスピードを意識した事業手法の組み合わせの検討を必要とする。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無 (防潮堤位置変更) ○ 堤防高 (TP=8.70m) (想定津波：L1) ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：バック堤 (新井田川、八幡川、水尻川) ○ 二線堤の考え方：－ 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非被災の公共施設や住宅地を核として住宅の移転先の整備を図る。 ・ 志津川湾特有の自然地形や景観、歴史・文化資源などを活かす。 ・ 幹線道路や鉄道などの交通アクセス条件を有効活用した土地利用とする。 			
	現位置整備地区の方針	－			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：志津川地区の津波浸水区域 移転先：ベイサイドアリーナ付近、志津川小学校付近、志津川高校付近 整備手法：防集事業、土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、借地・分譲または換地 移転跡地の土地利用方針：商業・観光施設、漁業施設、震災復興記念公園等			
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の建築を制限			
	公共施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した公共施設の再建、集約化 ・ 移転先に集会所を設置 			
	その他特記すべき方針	－			
	整備スケジュール	防災集団移転促進事業：H24 年度後期 事業開始予定、H26 年度 事業完了予定 被災市街地復興土地区画整理事業：H24 年 5 月 都市計画決定予定、H24 年度後期 仮換地指定予定 津波復興拠点整備事業：H24 年 5 月 都市計画決定予定			
避難計画の考え方	低地部と高台を結ぶ避難路や津波避難施設を整備				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	合意形成手法、災害危険区域・移転促進区域の設定、移転しない世帯を含めたコミュニティ形成方法、移転先の決め方 (抽選、協議等)、分譲価格の設定、被災した土地の買取価格の設定				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
A 案：高台道路を整備し、鉄道線形を変更した案 B 案：住宅を個別に移転した案 C 案：造成工事を極力抑えた案	高台道路の必要性を再検証し、高台移転先の土地利用計画を見直した。				

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波記載)

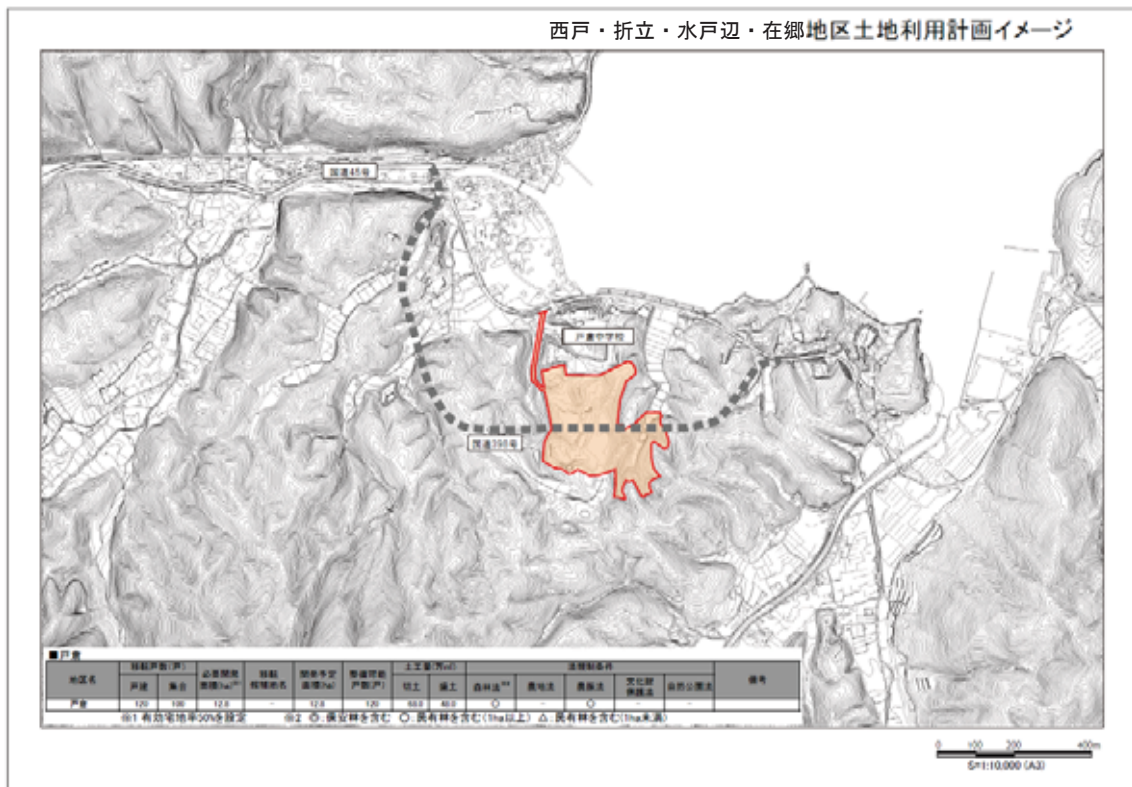


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その11)

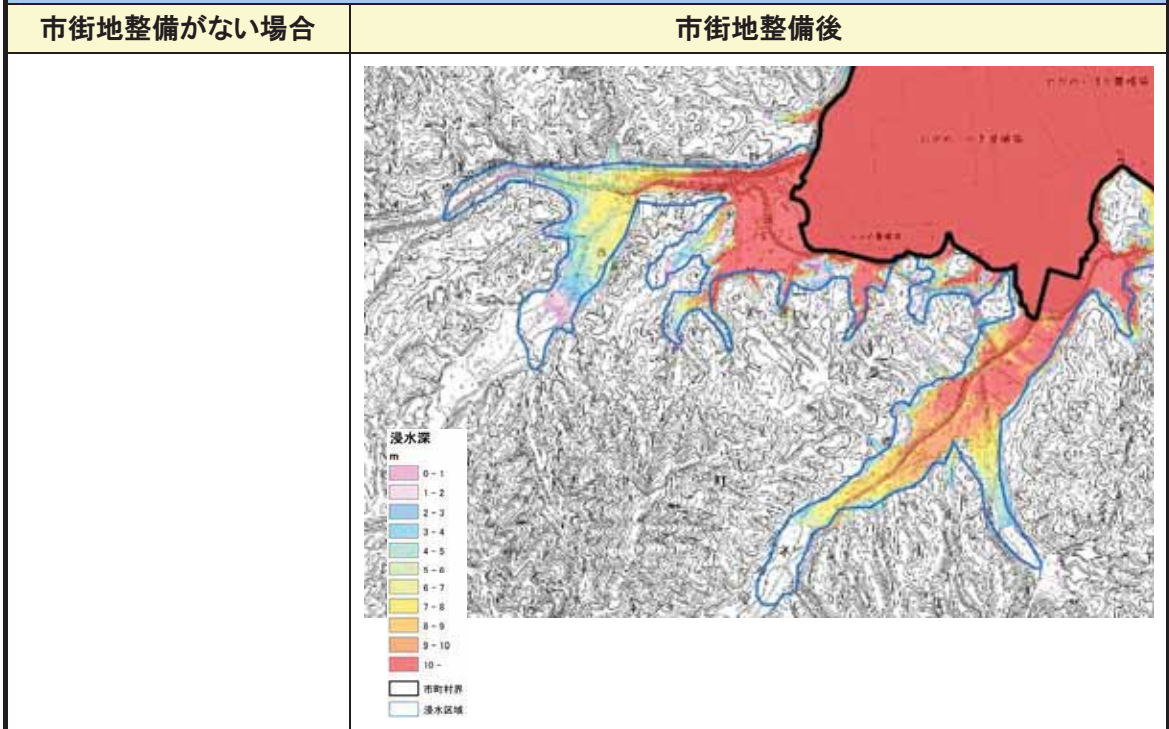
南三陸町 調査総括表(29/40)

4. (14) 地区別復興方針(14)		西戸・折立・水戸辺・在郷地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)		都市計画	都計外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	折立漁港、水戸部漁港の周辺に集落があり、その周辺に農地が点在し、背後には丘陵地が広がる。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：西戸地区 18.4m、折立地区 22.6m、水戸辺地区 20.4m、在郷地区 15.9m (南三陸町震災復興計画より) 全壊：324 世帯、大規模半壊：5 世帯、半壊：2 世帯、一部損壊：0 世帯				
復興方針策定上留意すべき特徴	漁業が盛んな地域であり、高台への移転を基本としながら、居住と漁港の近接性、既存コミュニティとの調和を図る必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無 (現行嵩上げ) ○ 堤防高 (TP=8.70m) (想定津波：L1) ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：バック堤 (折立川、水戸辺川) ○ 二線堤の考え方：－ 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工量を極力抑えた造成計画とする ・ 漁業再興に向けた漁業と居住の調和 			
	現位置整備地区の方針	－			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：西戸地区、折立地区、水戸辺地区、在郷地区の津波浸水区域 移転先：戸倉中学校南側の高台 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：漁業施設 (倉庫、加工所等) として整備			
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の建築を制限			
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した公共公益施設の再建、集約化 ・ 移転先に集会所を設置 			
	その他特記すべき方針	－			
	整備スケジュール	防災集団移転促進事業：H24 年度後期 事業開始予定、H26 年度 事業完了予定			
避難計画の考え方	低地部と高台を結ぶ避難路を整備				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	合意形成手法、災害危険区域・移転促進区域の設定、移転しない世帯を含めたコミュニティ形成方法、造成補助上限の 660 m ² /戸以下に抑制、移転先の決め方 (抽選、協議等)、分譲価格の設定、被災した土地の買取価格の設定				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
－	法規制、地形等の条件から他にまとまった住宅用地の確保が難しいため				

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波記載)

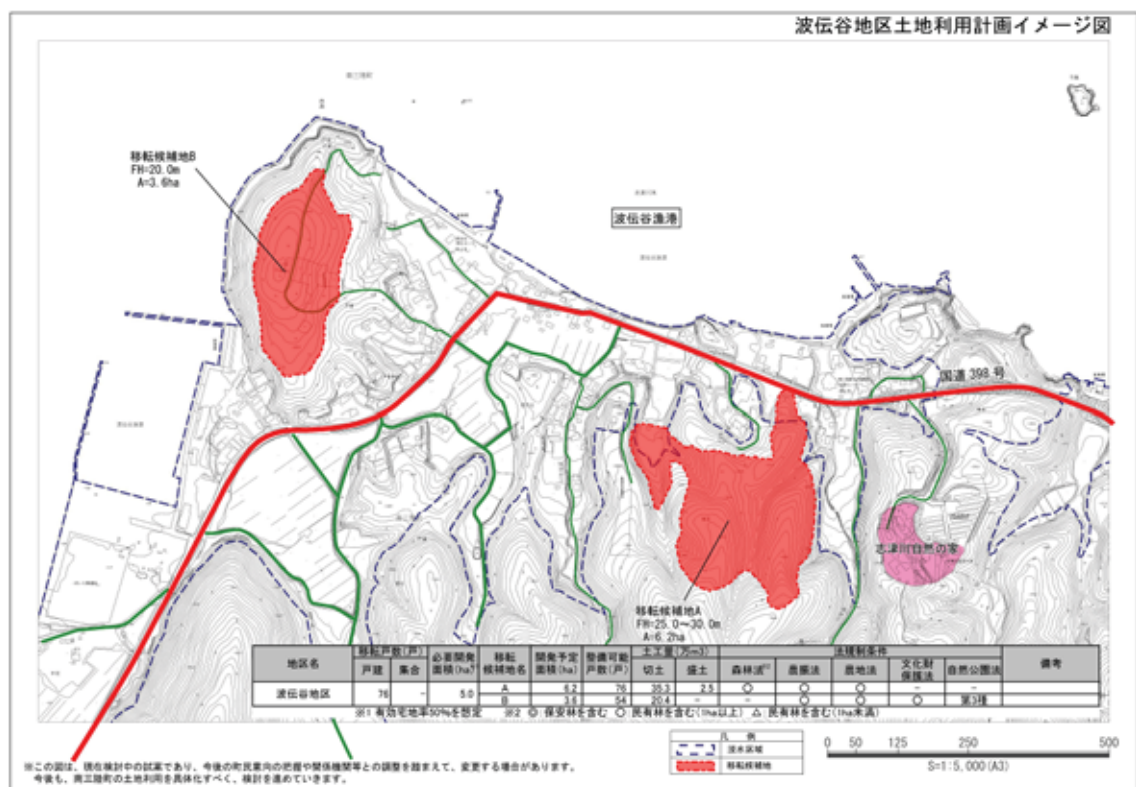


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その11)

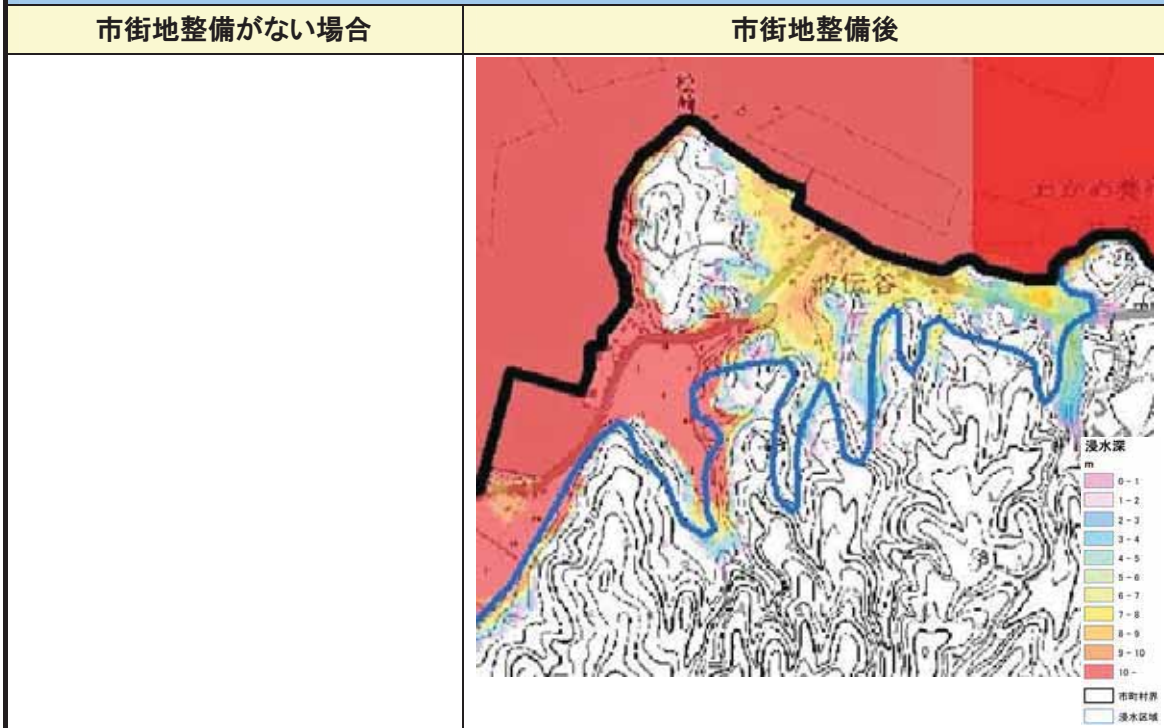
南三陸町 調査総括表(31/40)

4. (15) 地区別復興方針(15)		波伝谷地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)		都市計画	都計外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	波伝谷漁港の周辺に集落があり、その周辺に農地が点在し、背後には丘陵地が広がる。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：15.4m（南三陸町震災復興計画より） 全壊：76 世帯、大規模半壊：0 世帯、半壊：0 世帯、一部損壊：0 世帯				
復興方針策定上留意すべき特徴	漁業が盛んな地域であり、高台への移転を基本としながら、居住と漁港の近接性、既存コミュニティとの調和を図る必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（TP=8.70m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：－ ○ 二線堤の考え方：－ 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工量を極力抑えた造成計画とする ・ 漁業再興に向けた漁業と居住の調和 			
	現位置整備地区の方針	－			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：波伝谷地区の津波浸水区域 移転先：波伝谷地区付近（国道 398 号南側） 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：漁業施設（倉庫、加工所等）として整備			
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の建築を制限			
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した公共公益施設の再建、集約化 ・ 移転先に集会所を設置 			
	その他特記すべき方針	－			
	整備スケジュール	防災集団移転促進事業：H24 年度後期 事業開始予定、H26 年度 事業完了予定			
避難計画の考え方	低地部と高台を結ぶ避難路を整備				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	合意形成手法、災害危険区域・移転促進区域の設定、移転しない世帯を含めたコミュニティ形成方法、造成補助上限の 660 m ² /戸以下に抑制、移転先の決め方（抽選、協議等）、分譲価格の設定、被災した土地の買取価格の設定				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
近隣の高台	法規制、地形等の条件から他の案と比較して、造成工事がスピード感を持って進められるため。				

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波記載)

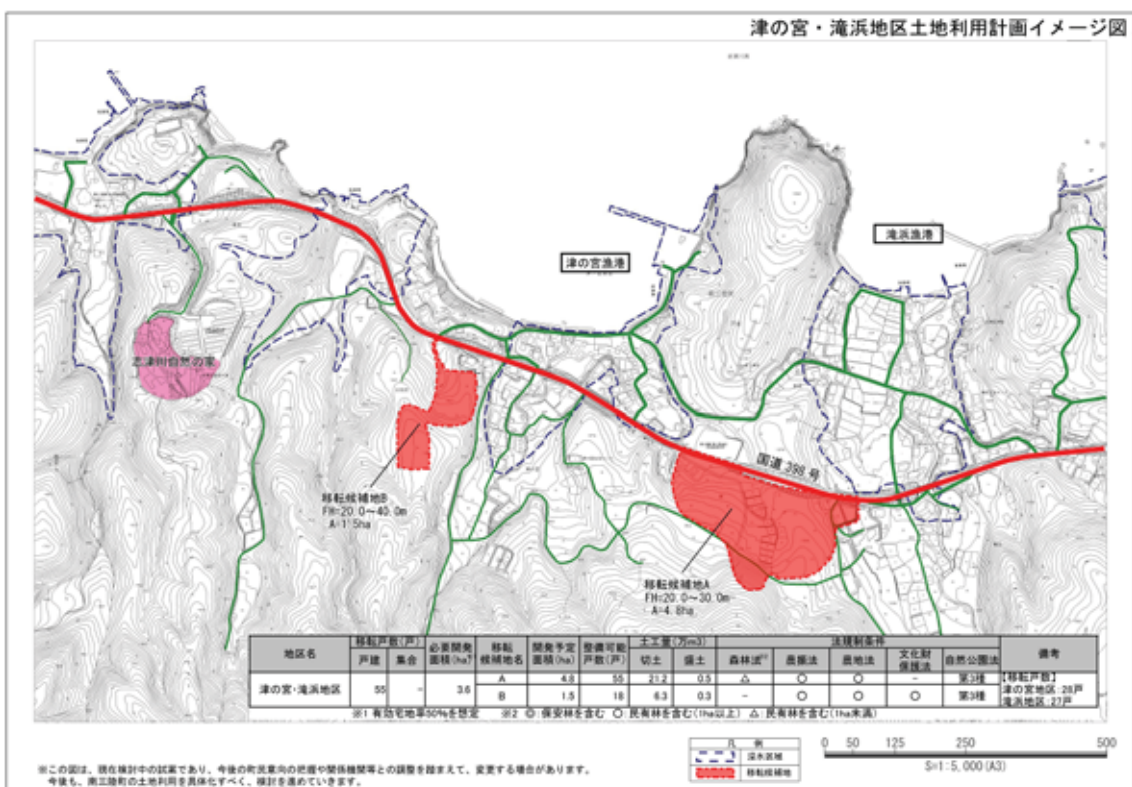


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その11)

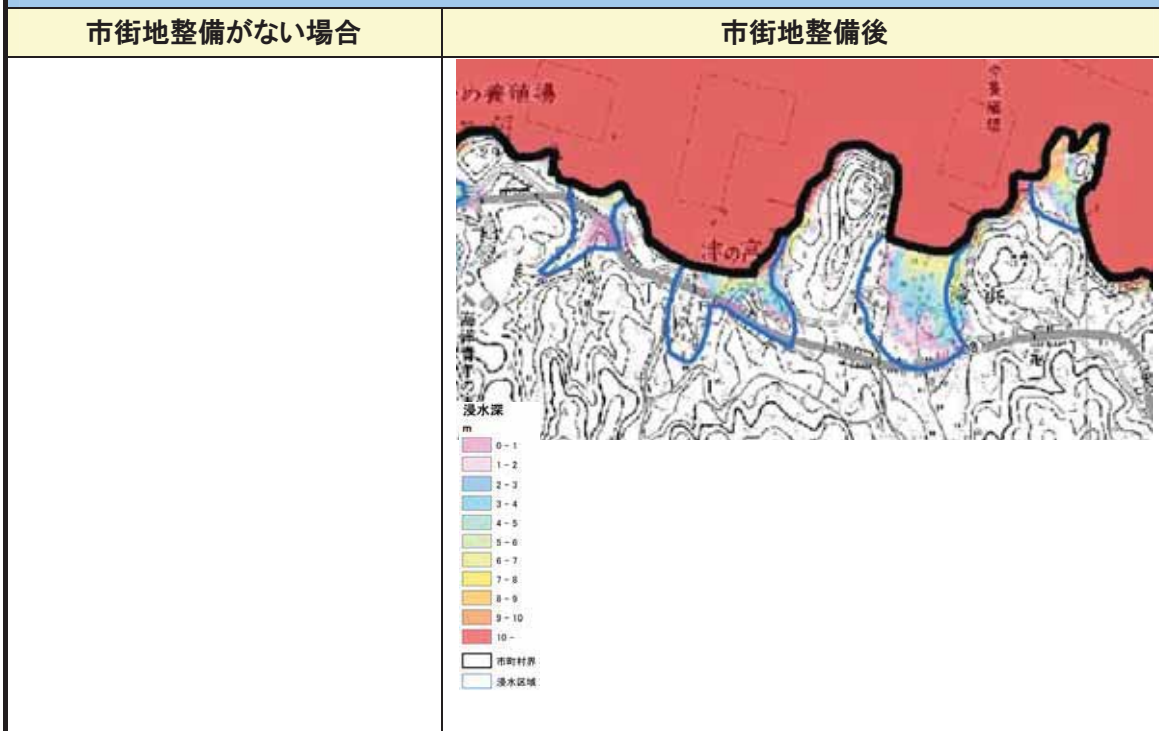
南三陸町 調査総括表(33/40)

4. (16) 地区別復興方針(16)		津の宮・滝浜地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)		都市計画	都計外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	津の宮漁港、滝浜漁港の周辺に集落があり、その周辺に農地が点在し、背後には丘陵地が広がる。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：津の宮地区 16.7m、滝浜地区 17.2m (南三陸町震災復興計画より) 全壊：48 世帯、大規模半壊：4 世帯、半壊：3 世帯、一部損壊：0 世帯				
復興方針策定上留意すべき特徴	漁業が盛んな地域であり、高台への移転を基本としながら、居住と漁港の近接性、既存コミュニティとの調和を図る必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（TP=8.70m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：－ ○ 二線堤の考え方：－ 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・土工量を極力抑えた造成計画とする ・漁業再興に向けた漁業と居住の調和 			
	現位置整備地区の方針	－			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：津の宮地区、滝浜地区の津波浸水区域 移転先：津の宮地区、滝浜地区付近（国道 398 号南側） 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：漁業施設（倉庫、加工所等）として整備			
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の建築を制限			
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した公共公益施設の再建、集約化 ・移転先に集会所を設置 			
	その他特記すべき方針	－			
	整備スケジュール	防災集団移転促進事業：H24 年度後期 事業開始予定、H26 年度 事業完了予定			
避難計画の考え方	低地部と高台を結ぶ避難路を整備				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	合意形成手法、災害危険区域・移転促進区域の設定、移転しない世帯を含めたコミュニティ形成方法、造成補助上限の 660 m ² /戸以下に抑制、移転先の決め方（抽選、協議等）、分譲価格の設定、被災した土地の買取価格の設定				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
近隣の高台	法規制、地形等の条件から他の案と比較して、造成工事がスピード感を持って進められるため。				

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波記載)

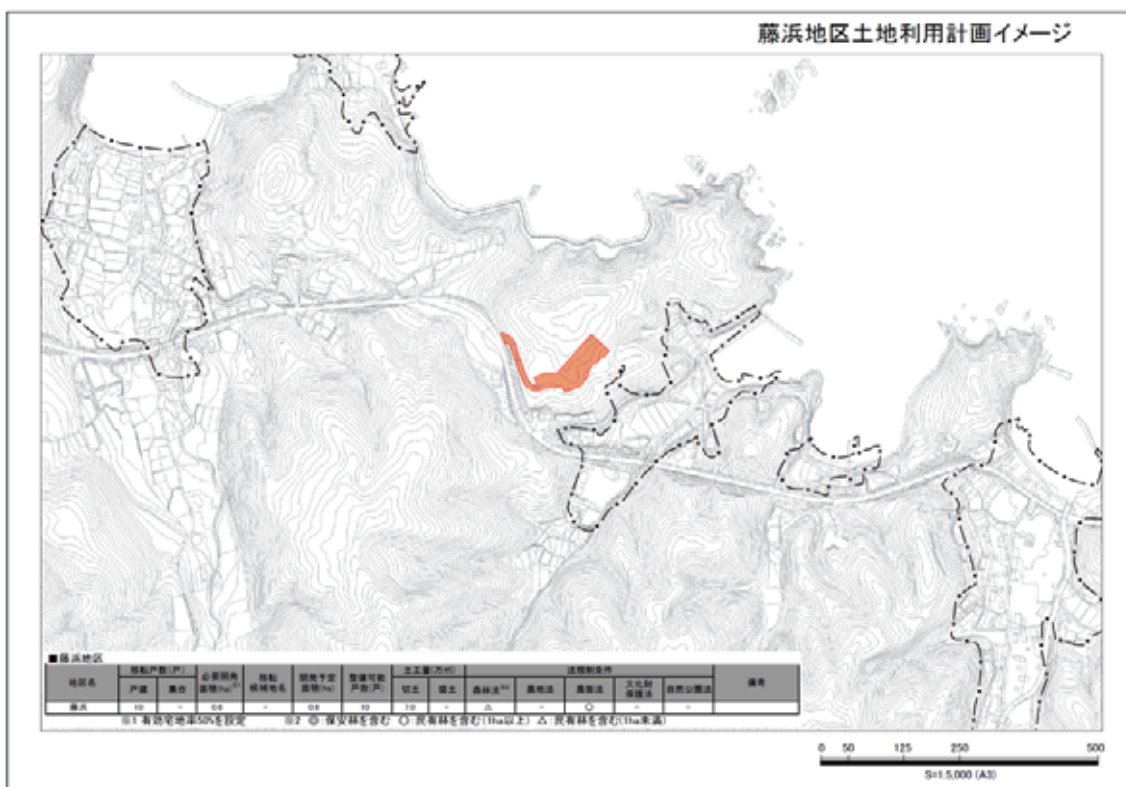


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その11)

南三陸町 調査総括表(35/40)

4. (17) 地区別復興方針(17)		藤浜地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)		都市計画	都計外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	藤浜漁港の周辺に集落があり、その周辺に農地が点在し、背後には丘陵地が広がる。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：16.3m（南三陸町震災復興計画より） 全壊：9世帯、大規模半壊：1世帯、半壊：0世帯、一部損壊：0世帯				
復興方針策定上留意すべき特徴	漁業が盛んな地域であり、高台への移転を基本としながら、居住と漁港の近接性、既存コミュニティとの調和を図る必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（TP=8.70m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：－ ○ 二線堤の考え方：－ 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工量を極力抑えた造成計画とする ・ 漁業再興に向けた漁業と居住の調和 			
	現位置整備地区の方針	－			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：藤浜地区の津波浸水区域 移転先：藤浜地区付近（国道398号北側） 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：漁業施設（倉庫、加工所等）として整備			
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第39条による住居系用途の建築を制限			
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した公共公益施設の再建、集約化 ・ 移転先に集会所を設置 			
	その他特記すべき方針	－			
	整備スケジュール	防災集団移転促進事業：H24年度前期 事業開始予定、H26年度 事業完了予定 藤浜地区の移転元⇒H24年3月に災害危険区域を指定予定			
避難計画の考え方	低地部と高台を結ぶ避難路を整備				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	合意形成手法、災害危険区域・移転促進区域の設定、移転しない世帯を含めたコミュニティ形成方法、造成補助上限の660㎡/戸以下に抑制、移転先の決め方（抽選、協議等）、分譲価格の設定、被災した土地の買取価格の設定				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
－	法規制、地形等の条件から他にまとまった住宅用地の確保が難しいため				

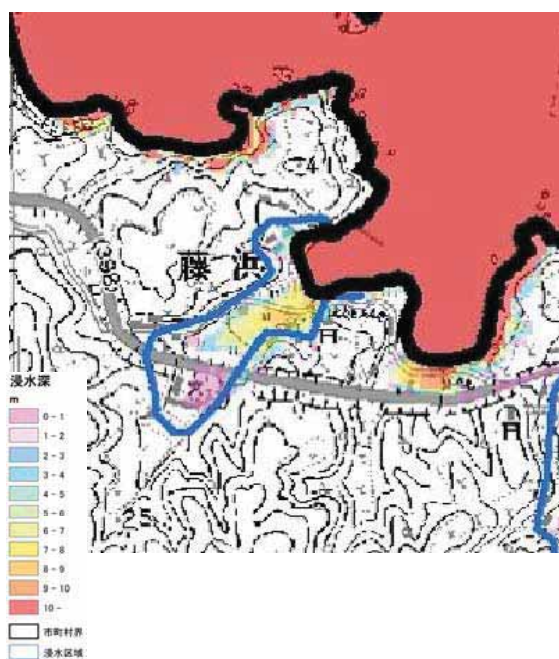
(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波記載)

市街地整備がない場合

市街地整備後

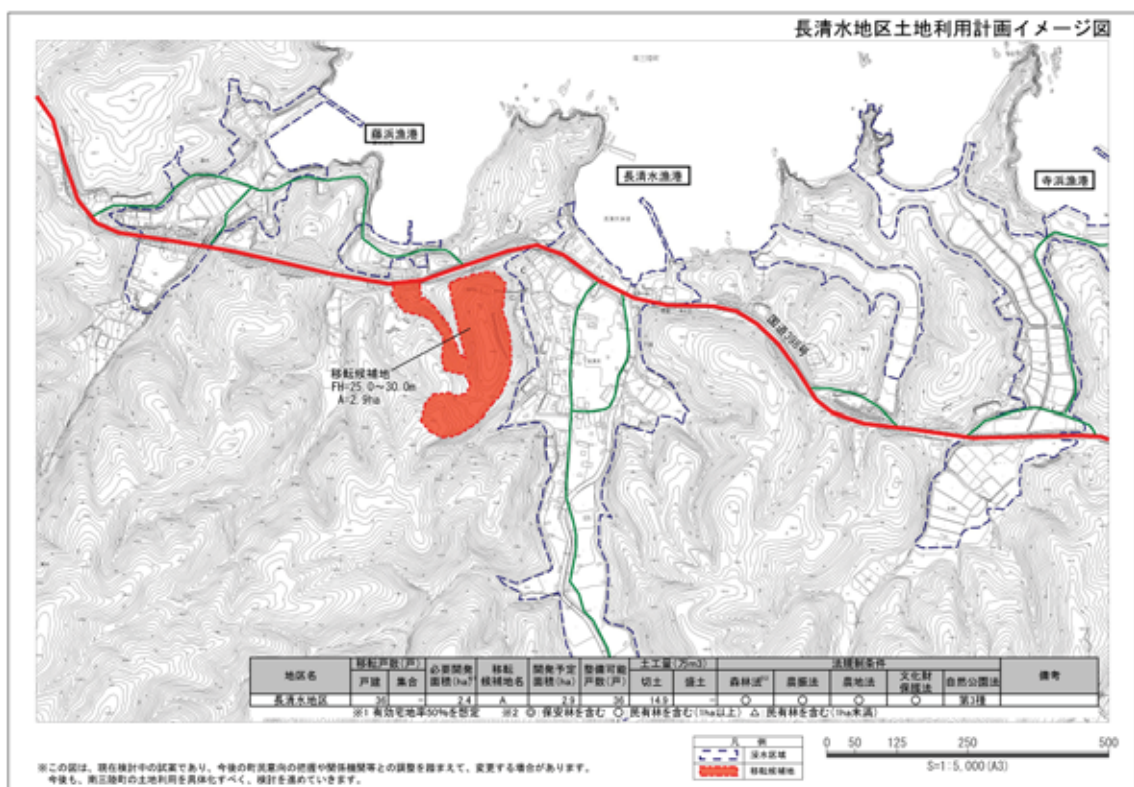


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その11)

南三陸町 調査総括表(37/40)

4. (18) 地区別復興方針(18)		長清水地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)		都市計画	都計外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	長清水漁港の周辺に集落があり、その周辺に農地が点在し、背後には丘陵地が広がる。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：10.7m（南三陸町震災復興計画より） 全壊：36 世帯、大規模半壊：0 世帯、半壊：0 世帯、一部損壊：0 世帯				
復興方針策定上留意すべき特徴	漁業が盛んな地域であり、高台への移転を基本としながら、居住と漁港の近接性、既存コミュニティとの調和を図る必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（TP=8.70m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：バック堤（長清水川） ○ 二線堤の考え方：－ 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工量を極力抑えた造成計画とする ・ 漁業再興に向けた漁業と居住の調和 			
	現位置整備地区の方針	－			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：長清水地区の津波浸水区域 移転先：長清水地区付近（国道 398 号南側） 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：漁業施設（倉庫、加工所等）として整備			
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の建築を制限			
	公共公益施設の方針	－			
	その他特記すべき方針	－			
	整備スケジュール	防災集団移転促進事業：H24 年度後期 事業開始予定、H26 年度 事業完了予定			
避難計画の考え方	低地部と高台を結ぶ避難路を整備				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	合意形成手法、災害危険区域・移転促進区域の設定、移転しない世帯を含めたコミュニティ形成方法、造成補助上限の 660 m ² /戸以下に抑制、移転先の決め方（抽選、協議等）、分譲価格の設定、被災した土地の買取価格の設定				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
－	法規制、地形等の条件から他にまとまった住宅用地の確保が難しいため				

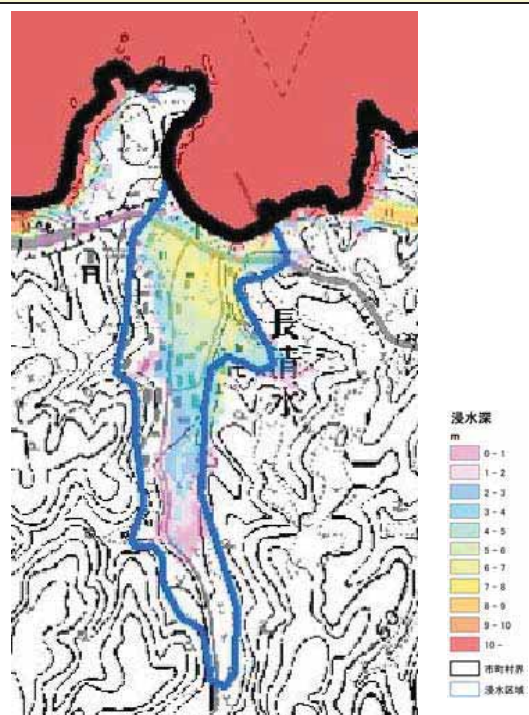
(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波記載)

市街地整備がない場合

市街地整備後



東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その11)

南三陸町 調査総括表(39/40)

4. (19) 地区別復興方針(19)		寺浜地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都計外
		役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	寺浜漁港の周辺に集落があり、その周辺に農地が点在し、背後には丘陵地が広がる。		
被災の状況	今次津波最大浸水深：11.6m（南三陸町震災復興計画より） 全壊：6世帯、大規模半壊：0世帯、半壊：0世帯、一部損壊：0世帯		
復興方針策定上留意すべき特徴	漁業が盛んな地域であり、高台への移転を基本としながら、居住と漁港の近接性、既存コミュニティとの調和を図る必要がある。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	—（個別移転）		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ） ○ 堤防高（TP=8.70m）（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方：— ○ 二線堤の考え方：— 		
市街地の整備方針	基本的方針	・住民の要望により、個別移転を行う。	
	現位置整備地区の方針	—	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：寺浜地区の津波浸水区域 移転先：— 整備手法：がけ地近接等危険住宅移転事業 移転の対象、方法：寺浜地区内の被災した住宅、がけ地近接等危険住宅移転事業 移転跡地の土地利用方針：漁業施設（倉庫、加工所等）として整備	
	土地利用規制の方針	移転した住宅跡地については、建築基準法第39条による住居系用途の建築を制限	
	公共公益施設の方針	—	
	その他特記すべき方針	—	
	整備スケジュール	がけ地近接等危険住宅移転事業：H24年度前期 事業開始予定、H26年度 事業完了予定 寺浜地区の移転元⇒H24年3月に災害危険区域を指定予定	
避難計画の考え方	低地部と高台を結ぶ避難路を整備		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	災害危険区域、移転しない世帯を含めたコミュニティ形成方法		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
—	—		

(5)地区別構想図

—

(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波記載)

市街地整備がない場合

市街地整備後



浸水深
m
0-1
1-2
2-3
3-4
4-5
5-6
6-7
7-8
8-9
9-10
10-
市町村界
浸水区域